

点検評価ポートフォリオ 公立はこだて未来大学

2025 年 5 月

はじめに

公立大学法人公立ほこだて未来大学は、情報系単科大学として2000年度に開学し、本年度で開学25周年を迎える。北海道南部の1市4町（函館市、上磯町、大野町、七飯町、戸井町）で構成される「函館圏公立大学広域連合」によって設立された、道南唯一の公立大学である（現在は市町村合併により、函館市、北斗市、七飯町の2市1町が構成団体となっている）。

本学はシステム情報科学部のみから構成されており、開学当初は「情報アーキテクチャ学科」と「複雑系科学科」の2学科を設置して教育研究活動を開始した。2003年度には、大学院（システム情報科学研究科）を開設し、学部から大学院までの一貫した教育体制を構築した。2010年度には学部の学科再編を行い、「情報アーキテクチャ学科」と「複雑系知能学科」を新たに設置した。また、コース制を導入し、情報アーキテクチャ学科は「情報システムコース」と「情報デザインコース」、複雑系知能学科は「複雑系コース」と「知能システムコース」で構成され、学生は2年次より各コースに配属される体制とした。さらに、大学・大学院一貫（6年制）の「高度ICTコース」を開設し、高度情報人材の育成に取り組んでいる。

附属センターとしては、地域連携および産学官連携を推進するための組織「共同研究センター（現：社会連携センター）」（2004年度）、教育の質向上を目的とした「メタ学習センター」（2008年度）、先端的な情報基盤の研究開発および運用を目的とした「情報システムデザインセンター」（2015年度）、AI技術を核とした先端的研究を推進する「未来AI研究センター」を設置した。

本学では、学校教育法（第109条第1項）に基づき、2002年度、2004年度、2006年度に自己点検・評価を行った。2008年の法人化以降は、中期目標・中期計画、および年度計画を策定し、それらに関して自己点検・評価を実施している。中期目標・中期計画については、2008年以降、第1期～第3期を経て、2025年度現在は第4期の中期目標・中期計画を策定中である。

大学認証評価については、2005年度、2011年度、2018年度に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、大学評価基準を満たしていると評価された。

今回の大学認証評価は、一般財団法人大学教育質保証・評価センターにて受審することが常勤役員会議で決定され、評価委員会に「点検評価ポートフォリオ」作成が指示された。評価委員会では、これまでの中期目標・中期計画期間における業務実績報告書、年度の業務実績報告書をもとに、業務内容およびその実績データを洗い出し、PDCAサイクルが適切に行われているかを確認した。その過程において明らかになった問題点については、担当部署と検討し、改善を行った。

本ポートフォリオは、本学の教育・研究・社会貢献活動に関する自己点検・評価の成果をまとめたものである。受審にあたっては、認証評価を単なる通過点とせず、これを機に本学の現状と課題を真摯に見つめ直し、さらなる教育研究活動の質の向上に資するものとした。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教育研究実施組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「学習者による授業フィードバックと自己評価【学修成果】」	37
取組み2 「正規課程外の学習支援【学修成果】」	38
取組み3 「学際的かつ独創的な研究の推進【研究環境整備】」	39
取組み4 「データ分析に基づく入試改革の継続的な実施」	40
取組み5 「就職・キャリア支援」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「プロジェクト学習：解のない問題にチームで取り組む実践的演習」	45
取組み2 「6年一貫の高度ICTコースを軸とした実践的ICT教育」	46
取組み3 「先駆的ICT教育のための環境整備」	47
取組み4 「地域課題・社会課題を解決する研究の推進と研究成果の社会実装」	48
取組み5 「学びの場を広げる地域交流」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

公立ほこだて未来大学

(2) 所在地

北海道函館市亀田中野町116番地2

(3) 学部等の構成

学 部:システム情報科学部(情報アーキテクチャ学科、複雑系知能学科)

研究科:システム情報科学研究科

その他の組織:メタ学習センター、社会連携センター、情報ライブラリー、情報システムデザインセンター、
未来AI研究センター

(4) 学生数及び教職員数 (2025年5月1日現在)

学生:学部 1,063名 大学院 176名 教員:66名 職員:34名

(5) 理念と特徴

【建学の理念】

本学は、「人間」と「科学」が調和した社会の形成を願い、深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化・産業の振興に貢献することを建学の理念としている。

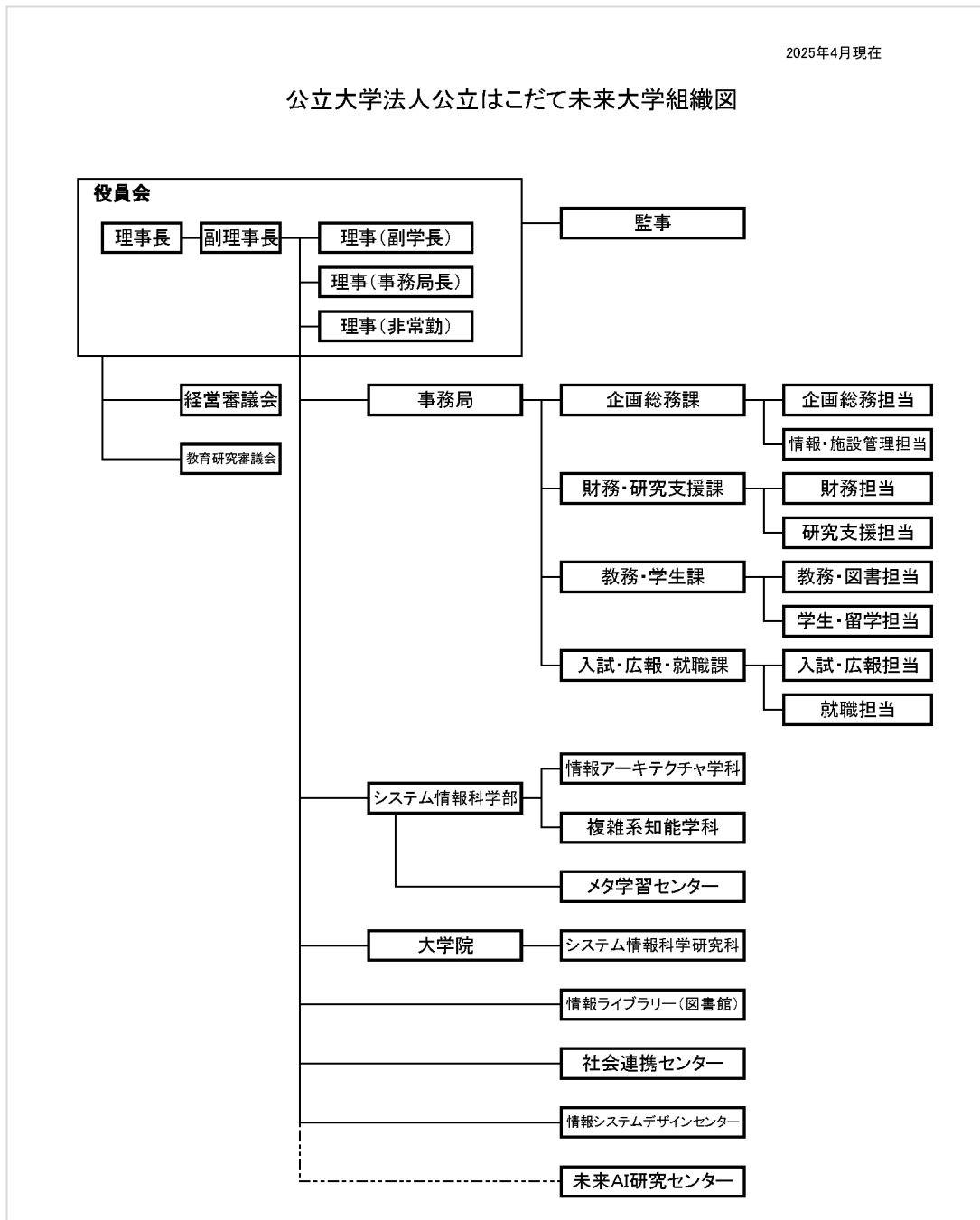
【特徴】

本学では、建学の理念のもと、高度に発達した情報社会において先導的な役割を担う人材を輩出するため、学部においてはシステム情報科学に関する高い専門能力を基盤とし、問題探求能力と構想力、情報表現能力とチームワーク力を身に付けた人材を、大学院前期課程においては現実社会を見据え新たな社会システムを構築できる人材を、また大学院後期課程においてはシステム情報科学における新原理や新たな問題解決手法の探求を行える人材を育成することとしている。

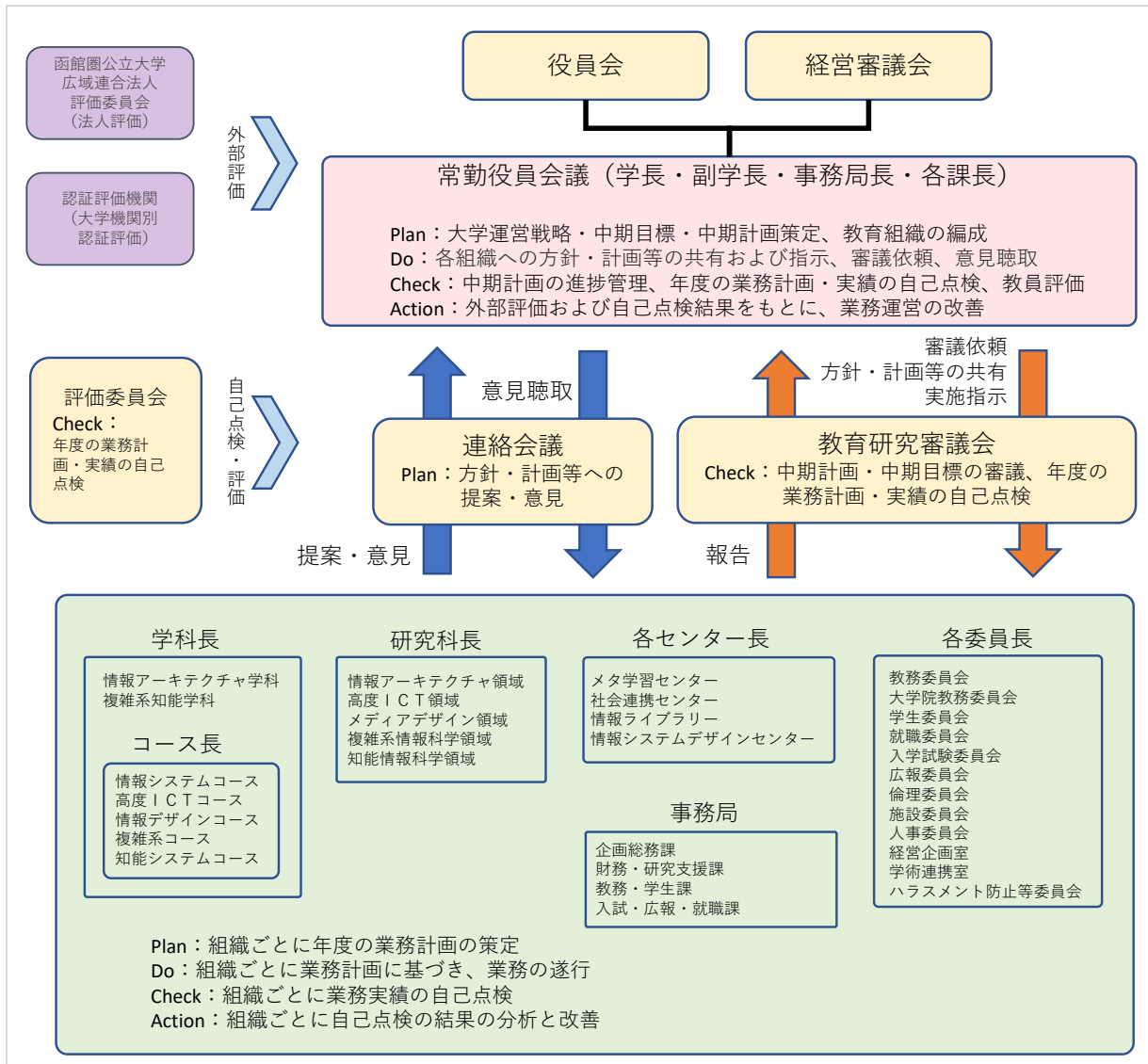
このため、総合的・論理的な思考力の醸成を重視した基礎教育・教養教育と、実践的知識や創造性の醸成を重視した専門教育を行ってきた。具体的には、開学当初から、プロジェクト学習やチームティーチングといった教育手法に先駆的に取り組むとともに、壁のない開かれた空間がオープンなコミュニケーションを生むという考えのもと設計された学習環境を効果的に活用した教育を行っている。これらソフト・ハード両面からのアプローチを企図した教育手法と学習環境は「オープンスペース、オープンマインド」という言葉に集約され、本学特有の開放的風土を生み出している。

また、本学独自の学際的分野であるシステム情報科学は、情報技術を用いて世界をシステムとして表現し制御しようとする学問領域である。システム情報科学の教育・研究を実践的に行うため、数理科学的手法、デザイン的手法、社会科学的手法などを複合的に取り入れながら、情報システム、情報デザイン、複雑系、知能システムといった分野に挑戦的に取り組んできた。とりわけ、地域の課題解決にかかる研究を重点研究として位置付けており、情報技術を生かした効率的な水産業の振興を目指す「マリンIT」は国内外から高く評価されており、また、人口減少に伴う公共交通が抱える課題の解決策のひとつとして注目されている「SAVS(Smart Access Vehicle Service)」は本学発ベンチャーとして150を超える地域へ高度交通情報システムを提供するなど、産学と連携しながら、本学の特性を生かし研究の社会実装の推進を図っている。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



上図は、本学の内部質保証体制を示したものである。本学では、大学全体および組織単位でPDCAサイクルを実施している。大学全体の中核を担うのは、学長をリーダーとした常勤役員会議（副学長・事務局長・各課長）である。学長の指示のもと、大学全体の教育・研究・地域貢献等に関する活動についてPDCAサイクルを実施している。各組織（学科・研究科・センター・委員会・事務局）もそれぞれでPDCAサイクルを実施しており、業務計画策定、実施、点検、改善を行っている。加えて、教育研究審議会は、常勤役員会議および各組織による計画の妥当性や実施状況を点検する役割を担っている。外部評価も取り入れた多層的な体制が特徴である。

大学の目的

(1) 学則

・公立はこだて未来大学学則

(目的)

第1条 公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）は、「人間」と「科学」が調和した社会の形成を願い、深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に貢献することを目的とする。

・公立はこだて未来大学大学院学則

(目的)

第2条 本学大学院は、専攻分野に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて、高度の専門的知識・能力を有する人材および高い研究能力を有する人材を育成するとともに、学術・文化や産業の振興拠点として、社会や地域に貢献することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的</p> <p>本学の目的は、公立大学法人公立はこだて未来大学定款第1条および公立大学法人公立はこだて未来大学学則第1条に定めたとおり、建学の理念に基づき「人間」と「科学」が調和した社会の形成を願い、深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に貢献することである。その目的を果たすため、</p> <p>(1)教育:身に付けるべき能力として、「システム情報科学に関する高い専門能力」、「研究的態度を支える問題探究力・構想力」、「共創のための情報表現能力・チームワーク力」、「自律的に学び続けるためのメタ学習力」、「専門家として持つべき人間性」の5つの柱をディプロマポリシーに掲げ、「オープンスペース、オープンマインド」を具現化した校舎の中で、広い分野にわたり専門性を持つ多様で個性的な教員陣が、「プロジェクト学習」をはじめとする特徴的な学びを実践している。</p> <p>(2)研究:世界のあらゆる事象を「情報」と考え、相互に影響を及ぼし合う「システム」としてとらえる本学の「システム情報科学」では、あらゆるシステムが研究対象となり、基礎的研究から応用的研究まで、人文科学、社会科学、自然科学など幅広い分野での研究が積極的に行われている。</p> <p>(3)地域貢献:本学は道南圏唯一の公立大学として20年以上にわたり、多様な地域交流事業や産学官連携事業を継続して実施してきたほか、近年では函館圏の高等学校と高大連携協定を締結し、高等学校での探究学習への支援等を通じ、高校生に科学への理解や先端研究への関心を深める機会を提供している。</p> <p>2) 学部</p> <p>本学は「システム情報科学部」の一学部のみから成る単科大学である。システム情報科学では、無数の要素が絡み合う複雑な現実社会を研究対象としており、コンピュータ技術を基盤に、自然、社会、人工物、さらには人間をもシステムととらえ、分析、表現し、制御することを目指している。設立時には「複雑系科学科」と「情報アーキテクチャ学科」の二学科体制としていたが、2010年度に、システム情報科学分野を基盤とし、「IT(情報技術)」と「デザイン」、「複雑系」と「知能」をそれぞれ融合させたふたつの新しいコンセプトの専門学</p>	<p>科を目指すという観点から学科改組を行い、現在は「情報アーキテクチャ学科」と「複雑系知能学科」の二学科で構成している。</p> <p>情報アーキテクチャ学科は、豊富な実習や演習を通して常に進化し続ける技術や研究を身につけ、人間を中心とした視点から各種問題を解決するシステムデザインを実現できるエンジニアを育成する「情報システムコース」、社会課題の解決や新しい価値の創出を実現するための方法として、情報学と認知科学に基づいた多様なデザインアプローチを学ぶ「情報デザインコース」、2年間の大学院進学を前提に、思考・表現能力・システム構築能力・プロジェクト指揮能力を磨き、高度で実践的なスキルを身につける「高度ICTコース」の3コースで構成されている。複雑系知能学科は、一般的には大学院で学ぶことの多い、工学や数理科学、情報科学などの幅広い領域を視野に入れながら、新しい創発システムをモデル化しようとする複雑系という情報科学分野を学部で学ぶことができる「複雑系コース」、人工知能技術をはじめとして、人や生物、自然の知能を理解し、それを応用し、システムや装置、各種サービスなどの人工物として作り上げることができる新時代のエンジニアを育成する「知能システムコース」の2コースで構成されている。</p> <p>教員組織については、学則第9条に規定しており、学部・研究科を担当する教員は、常勤の教授45名、准教授24名、助教1名の合計70名(2024年5月1日現在)であり、大学設置基準第10条関係、別表第一(学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数)及び別表第二(大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数)に示す教員組織、教員数について、設置基準を満たしている。また、民間企業出身のいわゆる実務家教員が多数在籍していることは本学の特徴の一つとなっている。</p> <p>3) 収容定員</p> <p>収容定員は、大学学則第3条第2項において学部の学科単位で定めており、一般選抜入試では、拡大入試委員会において、志願者の状況や過去の実績に基づく入学辞退率を推計し、合格者数を決定することにより学生数を適切に管理している。定められた収容定員に対し、文部科学省で大学の設置認可基準として示されている1.15倍には達しておらず、大幅な超過や不足は生じていない。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>学部3年生全員が1年を通じて学ぶプロジェクト学習では、役割分担やコミュニケーション能力、実践力、総合力が鍛えられ、卒業後の実業務への能力が高く評価され、開学以来就職率が概ね97%以上を維持している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>入学定員は満たしているもののここ数年、受験倍率が低下していることから2025年度に入試・広報体制を強化するなど、改善に努めている。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	公立はこだて未来大学学則 第1条（目的）
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	公立はこだて未来大学学則 第1条（目的）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	公立はこだて未来大学学則 第1条（目的） カリキュラム概要
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	公立はこだて未来大学学則 第3条（学部、学科および定員） 第9条（職員）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	公立はこだて未来大学学則 第3条（学部、学科および定員）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	公立はこだて未来大学学則 第3条（学部、学科および定員）
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	公立はこだて未来大学学則 第1条（目的） 第3条（学部、学科および定員）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は大学院としてシステム情報科学研究科を設置しており、その目的は、公立はこだて未来大学大学院学則第2条に「専攻分野に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をさわめて、高度の専門的知識・能力を有する人材および高い研究能力を有する人材を育成するとともに、学術・文化や産業の振興拠点として、社会や地域に貢献すること」と規定している。

2) 研究科・専攻

システム情報科学研究科は、2003 年度に設置し、当初は 4 つの研究領域だったが、2010 年度からは、大学院への進学を前提とした学部・大学院一貫の 6 年のコースとして高度 ICT コースを設置し、5 つの研究領域で構成している。本研究科は、コンピュータと人が調和するシステムの在り方を追求することを目的とし、複雑系科学、情報科学、デザイン学、認知科学などを統合した学際的な教育研究を行い、広い視野を持つ人材の育成に取り組んでいる。特に博士(前期)課程では、社会システムの現実に目を向け、そこから問題を発見・解決し、さらに新しいシステムを戦略的に見通す力、未知のシステムを論理的に探究する能力を養成することを目的としている。また、博士(後期)課程では、(前期)課程における目的に加え、システム情報科学の新原理や新たな問題解決手法の探求を行うことができる人材の養成を目的としている。それぞれの研究領域では、「情報アーキテクチャ領域」では、様々な情報システムに関する基盤技術構築技術、もしくはこれらを統合した高度システムの構築技術を備えた人材、「高度 ICT 領域」では、情報システムを基盤とした実社会の課題を解決する高度で実践的な計画技術、設計技術、開発技術、管理技術、もしくはこれらの統合技術を備えた人材、「メディアデザイン領域」では、情報社会の現代的問題を解くデザイン方法論の構築、情報技術を生かした先端的な人工物の創造、情報表現の基盤技術、もしくはこれらを統合したより高度な人と環境の関係をデザインできる人材、「複雑系情報科学領域」では、情報化社会の進展とともにより複雑化の様相を帯びる自然、生命、社会、経済、環境などを複雑系として解明する基礎理論および実システムを複雑系として解析する手法を備えた人材、「知能情報科学領域」では、高度な知的処理、人の認知に関する基盤要素、もしくはこれらを適用してより知的な情報システムを構築する技術を備え

た人材の育成を目的としている。

本学では大学院専任の教員はならず、学部の各学科に属する教員が大学院教育と研究指導を担当する形を採っている。大学院における博士(前期)課程の指導資格を持つ教員数は 55 人、博士(後期)課程の指導資格を持つ教員数は 35 人(2024 年8月現在)となっており、大学院設置基準第9条に定める大学院課程において必要な研究指導教員および研究指導補助教員が十分確保されている。

3) 収容定員

収容定員は、大学院学則第5条において研究科の課程単位で定めている。その中で、博士(前期)課程については、収容定員を 100 名と規定しているが、指導教員数や施設のキャパシティーを鑑み、140 名程度までは、研究・教育の質を維持したままでの受け入れが可能と判断しており、大学院入試では、大学院教務委員会の合否判定において、優れた志願者であると認められる場合、定員を超えて合格者を決定している。

このことについて、近年では、産業界や学術界において、デジタル技術およびシステム科学の観点から技術革新を推進する人材の「質」と「量」の両面での不足が喫緊の課題となっている。このため本研究科の高い教育研究機能をもって、高度な探究力と実践力を備えたエキスパート人材を輩出し、社会におけるデジタル関連人材の不足解消に貢献するべく、現在、博士(前期)課程の収容定員の増を検討している。

【収容定員と学生数の推移】(2025 年5月1日時点)

		2025	2024	2023	2022	2021	2020
博士(前期)	収容定員	100					
	学生数	145	126	144	141	124	111
博士(後期)	収容定員	30					
	学生数	31	29	22	22	27	34

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

特になし。

改善を要する点

社会人や他大学からの入学が少ないため、周知方法やニーズの掘り起こしなどを検討していく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第2条（目的）</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第4条（研究科、専攻および定員）</p>
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第4条（研究科、専攻および定員）</p>
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第4条（研究科、専攻および定員） 第12条（修業年限）</p>
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第4条（研究科、専攻および定員） 第12条（修業年限）</p>
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第4条（研究科、専攻および定員） 第5条（定員） 第6条（職員）</p>
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第4条（研究科、専攻および定員）</p>
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第5条（定員）</p>
⑨	<p>第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第2条（目的） 第4条（研究科、専攻および定員）</p>

ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会等

教育活動に係る事項を審議する組織として、教育研究審議会、教授会を設置している。2023年度から教育研究に関する重要事項について各教員の意見を聴取し、大学の方針決定に反映させるため、連絡会議を新たに設置し、各コース長がコース会議で集約した意見を学長や部局長と共有し、教育研究に関する重要事項を議論する場としている。

教育研究審議会は、教育研究に関する重要事項を審議する機関として定款第20条に基づき設置され、学長（理事長）および副学長等の部局長によって組織され、原則として月に1回開催している。

教授会は、学則第11条第1項に基づいて設置され、専任の教員によって組織し、原則として月に1回開催しており、教育課程の編成や学生の身分などに関することを中心に審議するほか、教員の連絡調整を図っている。

また、学部の教務全般に関する検討を行うために教務委員会を置き、委員は、専門科目及びコミュニケーション科目を担当する教員から選出し、会議は月1回程度開催しているほか、随時電子メールでも行っている。学習指導要領の改訂等文科省の教育に関わる方針の見直し等がある場合には、必要に応じてWGを設置し、課題に対応するなど柔軟に改廃を行っている。

2) 教員組織

全学に学長以下5名の副学長（総括・入試・研究担当、大学評価・教育担当、大学院・就職担当、広報・データサイエンス担当、社会連携担当）を置いている。

専任教員はその所属に応じて、情報アーキテクチャ学科長、複雑系知能学科長、メタ学習センター長、社会連携センター長によって統括されて教育研究に従事している。さらに、情報アーキテクチャ学科は情報システムコース、高度ICTコース、情報デザインコースに、複雑系知能学科は複雑系コース、知能システムコースに分かれて配置され、各コース長の統括のもとコースのカリキュラム・ポリシーに沿って学部教育を担当している。

3) 教員の選考等

教員の採用については、教員等選考規程に基づき原則公募としている。なお、採用にあたっては、大学公式ウェブサイトや研究者・研究支援者・技術者等の研究人材のためのキャリア支援ポータルサイト（JREC-IN）を利用する

ほか、各教員が所属する学会・研究会等に情報提供を行い、優秀な人材の確保に努めている。教員の選考にあたっては、教員等選考規程に基づき、人事委員会において審査し、教育研究審議会の審議により決定する。審査は、教育研究上の経歴、研究業績、および研究計画書に加え、教育指導能力や本学の教育方針への適性を計るために、担当予定科目のシラバスと1回分の授業計画の提出を義務付け、模擬授業を行わせた上で選考を行っている。また、面接においては本学の教育研究分野の特徴である「多視点性」を重視し、他分野との研究上の連携の可能性も評価の対象としている。

なお、2025年度以降採用教員には、女性限定枠を設け、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）が重要であることを認識し、職場環境、研究環境をより一層充実させるための施策としている。

4) 専任教員

専任教員数は以下の表1のとおり、大学設置基準に照らして必要な教員数を配置している。また、教員の退職に伴い欠員が生じた場合は、計画的に採用を行っている。

【表1 本学の教員数】（ ）は兼務 ※2025.5.1現在

区分	収容定員	必要な専任教員数		教授	准教授	計
			うち 教授			
情報アーキテクチャ学科	480	11	6	22	12	34
複雑系知能学科	480	11	6	18	8	26
メタ学習センター	-	-	-	2	4	6
社会連携センター	-	-	-		(1)	(1)
合計	960	22	12	42	24 (1)	66 (1)

5) 授業科目の担当

本学の教養基礎科目群として、「人間の形成」、「社会への参加」、「科学技術と環境の理解」、「健康の保持」の4つの柱を設けており、これらは専任教員と外部の非常勤講師が担当している。また、主要な科目としてコミュニケーション科目および専門科目を位置付けており、これらの科目は原則すべて専任の教授および准教授が担当している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第11条（教授会） 教授会規程 教務委員会規程 連絡会議申し合わせ コース所属およびコース審議に関する申合せ 教授会等開催実績 コース会議開催実績</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第9条（職員） 人事委員会規程 教員等選考規程 教員年齢構成</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第9条（職員） ティーチングアシスタント制度実施要綱</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第9条（職員） 人事委員会規程 教員等選考規程</p>

<p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。</p> <p>大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。</p> <p>一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>
--

ロ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 研究科委員会等

研究科の教育活動に係る事項を審議する組織として、大学院学則第8条の規定に基づき研究科委員会を設置している。研究科委員会は、研究科長並びに研究科を担当する専任の教授及び准教授をもって組織し、次の事項について審議し、意見を述べるものとしている。

- (1) 研究科の教育研究課程の編成に関すること
- (2) 研究科の学生の入学（編入学、転入学および再入学を含む。）、退学、転学、留学、休学、除籍、修了その他身分に関すること
- (3) 教育研究審議会から付議された教育研究に関する重要事項
- (4) 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長の求めに応じ、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べるができるものとする

会議は原則として月に1回開催しており、上記各事項の審議のほか、研究科教員の連絡調整を図っている。

また、研究科の教務全般および入学試験に関することについて検討するために大学院教務委員会を置き、月1回程度会議を開催している。

2) 教員組織

本学では、学部属する教員が、大学院教育と研究指導を兼務している。博士（前期）課程および博士（後期）課程における研究指導教員、研究指導補助教員は、表1に示すとおり、大学院設置基準第9条に定める大学院課程において必要な研究指導教員数、研究指導補助教員数を満たしており、年齢構成は表2に示すとおりとなっている。

【表1 研究指導教員数等】(2025.5.1現在)

課程	研究指導教員数		研究指導補助教員数	計
	教授	准教授		
博士（前期）課程	4 2	1 4	5	6 1
博士（後期）課程	3 2	0	1 1	4 3

【表2 年齢階層別教員構成】(2025.5.1現在)

階層	30代	40代	50代	60代	合計
教授	0	1 1	2 1	1 0	4 2
准教授	7	8	4	0	1 9
合計	7	1 9	2 5	1 0	6 1

3) 教員の選考等、業績評価等

教員の選考については、大学と共通であり、前述の「ロ 教員組織に関すること (①大学)」に記載のとおりである。

また、大学院の研究指導および研究指導補助教員の資格審査では、大学院教育能力の基盤となる専門分野での研究業績、本学着任以前の学部および大学院における教育歴を評価し、博士（前期）課程指導補助（M合）、博士（前期）課程指導（Mマル合）、博士（後期）課程指導補助（D合）、博士（後期）課程指導（Dマル合）の4段階の資格審査を行っている。本学大学院開設に際して設定された基準をもとに、本学大学院の資格基準を定めて審査している。審査の際には、領域別に研究業績（全期間、直近5年間）、教育業績、学会活動等について精査し、人事委員会にて資格審査を行い、教育研究審議会において審議し、承認された結果を研究科委員会に報告している。

大学院担当教員の研究能力評価・指導能力評価は、大学として毎年実施している教員業績評価により行っている。博士（前期）は年2回、博士（後期）は年1回、学内での発表の場を設けている。学生は指導教員以外の教員からもアドバイスを受け更に研究を発展させ、教員は各学生の研究の進捗状況を把握するとともに、研究指導の相互チェックの場ともなっている。また、研究に苦慮している大学院生に関しては、大学院生の学力と教員の指導能力の両面の観点から、研究科長が大学院教務委員と連携して事情聴取を実施するなど必要に応じたチェックを行っている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

特になし。

改善を要する点

特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第6条（職員）</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>公立はこだて未来大学大学院学則 第6条（職員） 第8条（研究科委員会） 人事委員会規程 博士（前期）課程担当教員資格審査基準 博士（後期）課程担当教員資格審査基準</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	-

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜</p> <p>公立はこだて未来大学入学試験委員会規程、大学学則第4章(第17条～第26条)、アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜試験を公正かつ妥当な方法により実施している。</p> <p>選抜試験には、5つの区分(一般選抜(前期及び後期日程)、総合型選抜、学校推薦型選抜、編入学試験)を設定している。入学者選抜要項および大学サイトでは、試験区分ごとに選抜方法(検査内容・合否判定等)を示している。また、適性検査・学力検査については出題ポリシーを明記することにより、入試においてどのような能力を求めているのかを受験生にわかりやすく示している。</p> <p>入学試験に関わる業務全般は、入学試験委員会が担当し、入学試験委員長と入学試験担当副学長が統括している。試験問題作成については、機密性を守るために、入学試験委員会とは別に、入学試験作問部会を設置している。問題の領域ごとに複数の部会があり、それぞれ専門教員複数名が試験問題の作成・チェック・採点を行っている。なお、作問部会のメンバーは部会外には秘匿である。</p> <p>試験実施においては、学長または副学長を実施本部長として実施本部を組織している。合格判定会議は、学長、入学試験担当副学長、学科長および入学試験委員会委員で構成される。ここで合格者選定原案を作成し、その後、教授会での議を経て合格者を決定している。</p> <p>2) 教育課程編成</p> <p>ディプロマ・ポリシーに掲げた「システム情報科学に関する高い専門能力」「研究的態度を支える問題探究力・発想力」「共創のための情報表現能力・チームワーク力」「自律的に学び続けるためのメタ学習力」「専門家として持つべき人間性」を養うために、段階的・体系的に科目群を設置している。科目群は、教養科目群(教養基礎科目群・コミュニケーション科目群)、専門科目群(学部共通専門科目群・学科専門科目群・コース専門科目群)からなる。1年次では、各コースで専門的に学ぶために必要となる基礎的な能力、すなわち計算論的思考、数理思考、日本語による読解力・作文力、英語の語彙力・読解力・作文力を身につけることを目的としている。2年次以降は、各コースに配属され、学科およびコースの専門科目群で専門知識・技術を学べるようにしている。</p> <p>各科目群の授業科目は、科目群ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づいて編成している。前期・後期によるセメ</p>	<p>スター制(授業期間 15 週)を基本としているが、実習・演習科目のように、短期間で集中して学んだほうが学習効果が高い授業はクォーター制(8 週)での実施も可能としている。</p> <p>学生に対しては、「授業ガイド」およびシラバスにより、授業に関する情報を提供している。「授業ガイド」には、各科目の必修・選択の区分、配当年次、履修方法、コースごとの履修モデル等が記載されている。履修モデルはカリキュラム・ツリーに相当するもので、学生が1年次から4年次までの履修計画を立てられるようになっている。また、各科目とディプロマ・ポリシーとの関係は、カリキュラム・マップにより明示している。シラバスには、各授業の到達目標、内容、授業方法(講義 or 実習)、開講時期、成績評価方法・基準、事前・事後学習、履修上の留意点等を記載しており、それぞれの到達目標をどのように評価するのかを明記している。</p> <p>シラバスは「シラバス書き方ガイド」に従い、科目責任者が作成し、教務委員会が確認している。シラバス書き方ガイドは、教務委員が必要に応じて改定している。</p> <p>3) 単位・成績評価基準</p> <p>授業では、シラバスに明記された到達目標をどの程度達成できたかを、小テスト、中間試験、期末試験、レポート、作品、プログラム、口頭発表等により判断し、100 点満点で評価している。90 点以上(到達目標すべてにおいて、特に優れた学修成果)を S、80 点以上 90 点未満(到達目標に対して優れた学修成果)を A、70 点以上 80 点未満(到達目標に対して要求を満たす良好な学修成果)を B、60 点以上 70 点未満(到達目標に対して合格となる最低限の学修成果)を C とし、ここまでを合格として単位を認定している。60 点未満、および学修成果を示す証拠がない場合(試験の未受験、授業出席回数の不足等)は不合格としている。</p> <p>なお、成績に対して疑問・異議がある場合は、担当教員あるいは事務局に問い合わせることができる。問い合わせ方法は、授業ガイドや LMS に記載されている。</p> <p>4) 卒業認定</p> <p>4 年次に進級し、卒業研究に着手するには、卒業に必要な単位数の4分の3以上の単位を修得し、3年次までの必修単位をすべて修得する必要がある。卒業研究の内容・取り組み方は、各コースの専門科目群のカリキュラム・ポリシーに示されている。卒業論文および発表内容を各コースで審議し、合否を判定している。その後、教授会での議を経て、学長が要件を満たす学生の卒業を認定し、学士の学位を授与している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第 18 条～第 21 条 入学試験委員会規程 学部アドミッション・ポリシー 2025 年度入学者選抜要項</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第 1 条（目的） 学部カリキュラム・ポリシー 学部ディプロマ・ポリシー 2025 年度授業ガイド 履修モデル、カリキュラム・マップ 公立はこだて未来大学履修規程別表</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学履修規程別表 シラバス 2025 年度授業ガイド</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第 29 条（単位の算定基準） 公立はこだて未来大学履修規程別表</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第 30 条（1 年間の授業期間）</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>2025 年度学年暦 2025 年度授業ガイド</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第 27 条の 2（授業の方法） シラバス</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第 43 条（卒業） 第 44 条（学位） 公立はこだて未来大学履修規程 第 11 条（成績評価） 2025 年度授業ガイド シラバス シラバス書き方ガイド 成績評価に関する問合せ</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>公立はこだて未来大学学則 第 32 条（単位の授与）</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>公立はこだて未来大学履修規程 第 5 条（履修科目の登録の上限） 2025 年度授業ガイド</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

公立はこだて未来大学大学院学則(第15条～第18条)、アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜試験を公正かつ妥当な方法により実施している。

博士(前期)課程では、以下のように一般選抜入試と特別選抜入試をそれぞれ年2回(8月および2月)実施している。合格者は、4月入学あるいは9月入学のいずれかを選択できる。

入試区分	選抜方法
一般選抜入試	社会人以外:英語(TOEIC)、専門科目または研究成果審査、面接 社会人:英語(TOEIC)、面接
特別選抜入試	面接および出願書類

一般選抜入試の専門科目は、5つの領域(情報アーキテクチャ領域、高度ICT領域、メディアデザイン領域、複雑系情報科学領域、知能情報科学領域)に分かれており、志願する領域で受験する。筆記試験に代えて、専門分野での優れた個人研究成果について口頭試問を中心に行う研究成果審査による受験もできる。

博士(後期)課程の選抜試験は、面接(研究計画書に基づく口頭試問)および出願書類を総合して判定している。博士(前期)課程と同じく、年2回(8月および2月)実施しており、4月入学あるいは9月入学のいずれかを選択できる。

大学院の入学試験に関わる業務全般は、大学院教務委員会が担当し、研究科長(大学院教務委員長と兼務)が統括している。試験問題作成については、入学試験作問部会を設置している。問題の分野ごとに複数の部会があり、それぞれ専門教員複数名が試験問題の作成・チェック・採点を行っている。なお、作問部会のメンバーは部会外には秘匿である。

試験実施においては、学長または副学長を実施本部長として実施本部を組織している。合格判定会議は、学長、研究科長、大学院教務委員で構成される。ここで合格者選定原案を作成し、その後、研究科委員会での議を経て合格者を決定している。

2) 教育課程編成

博士(前期)課程では、前述の5つの領域ごとにディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーを踏まえ、科目

群ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、教育課程を編成している。科目群は、5つの領域の専門科目群のほか、研究科共通科目群、研究指導科目群から構成される。研究科共通科目群(1年次)では、学位論文を執筆するために必要なアカデミックリテラシーやデータリテラシーに関する科目を開講している。研究指導科目群(1、2年次)では、専門科目群で修得したシステム情報科学分野の体系的知識や問題解決・問題発見力を活用して研究を遂行し、修士論文を作成するための指導を行っている。博士後期課程においてもディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを策定し、研究指導を行っている。

いずれの課程ともに、人事委員会での大学院指導資格の審査を受けた教員が授業を担当し、研究指導を行っている。授業の担当教員以外が授業の一部を分担することはない。

大学院生に対しては、4月にオリエンテーションを行い、授業および研究の進め方について説明している。授業の詳細情報はシラバスにより提供し、各授業の到達目標、内容、開講時期、成績評価方法・基準、事前・事後学習等を記載しており、それぞれの到達目標をどのように評価するのかを明記している。シラバスは「シラバス書き方ガイド」に従い、科目責任者が作成し、大学院教務委員会が確認している。

また、多様な学生の学習を支援するために、長期履修制度、修業年限短縮修了の制度を設けている。

3) 単位・成績評価基準

授業では、シラバスに明記された到達目標をどの程度達成できたかを、小テスト、中間試験、期末試験、レポート、作品、プログラム、口頭発表等により評価している。評価基準等は大学サイトに公開している。成績に対して疑問・異議がある場合は、担当教員あるいは事務局に問い合わせることができる。問い合わせ方法はLMSに記載されている。

4) 修了認定

修了要件は大学院学則第38条に定めている。博士(前期)課程では研究活動を計画的に進められるように、1年次前期末・後期末、2年次前期末に研究発表を行い、指導教員以外からもフィードバックを受けられる。学位論文および発表内容については、専門性を考慮し選ばれた教員が審査員となり、可否を判定している。その後、研究科委員会での議を経て、学長が要件を満たす学生の修了を認定し、学位を授与している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	公立はこだて未来大学大学院学則 第15条～第18条 大学院アドミッション・ポリシー 大学院入試情報
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	公立はこだて未来大学大学院学則 第2条（目的） 大学院カリキュラム・ポリシー 大学院ディプロマ・ポリシー シラバス 公立はこだて未来大学大学院履修規程別表
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	公立はこだて未来大学大学院学則 第24条（教育方法） ティーチングアシスタント制度実施要綱
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	公立はこだて未来大学大学院学則 第6条（職員）、第30条（他の大学院等における研究指導） 博士（前期）課程担当教員資格審査基準 博士（後期）課程担当教員資格審査基準
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	公立はこだて未来大学大学院学則 第38条（修了） 第39条（学位） 学位規程 大学院ディプロマ・ポリシー シラバス シラバス書き方ガイド 成績評価に関する問合せ
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	公立はこだて未来大学大学院学則 第27条（単位の算定基準） 第9条（学年）～第11条（休業日）、第28条（単位の授与）、第31条（他の大学院における授業科目の履修）、第32条（入学前の既修得単位等の認定）、第13条の2（長期履修）、第42条（科目等履修生） シラバス 2025年度学年暦 公立はこだて未来大学大学院履修規程 第9条（成績評価）

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・校舎、付属施設・設備等

本学では、「オープンスペース、オープンマインド」をモットーに、教育・研究において人と人とのコミュニケーションを第一義に考え、単に効率性を重視するばかりでなく学生や教職員の交流を促進することを重視した建物の配置や設備の導入を行っている。

所在地は函館市の北東部の、南側に面した丘陵地にあり、敷地面積は約 16ha で南北に細長く緑に囲まれた閑静な場所にある。キャンパスは、大学校舎ゾーン、サービス施設ゾーン、スポーツ施設ゾーン、交流広場ゾーン、防災施設ゾーンに分かれている。

校舎は、5階建の本部棟(延床面積 26,839.55 m²)と2階建の研究棟(延床面積 4,383.51 m²)の2棟で構成している。校舎、研究棟ともに壁面にガラス張りを多用した開放的な空間となっている。

校舎内施設については、基本的な施設としての講義室、講堂、体育館、ミュージアム、図書館に加えコンピュータを備えた実習室や機械工房、グラフィック工房、電子工房(エレクトロニクス工房)、アトリエ、音響スタジオ、暗室、心理実験用の防音室等の施設を機能別に設置しているほか、校舎内全てに無線LANなどのネットワーク環境を整備している。これらの機能別施設は、工作機械等が設置してある一部の場所を除き学生が自由に使用することができる。

また、本学の特徴としてのオープンな空間での幅広い交流を実現するために、学生が自由に使用できる自習スペースを本部棟の全フロアおよび研究棟の1階フロアに配し、全学生の75%が同時に使用できる机と椅子を設置している。基本的には教員1人に1部屋の教員室を備えており、学生・教職員間の交流が図られるようすべての部屋の壁はガラス張りで開かれたものとなっている。

サービス施設ゾーンには約 450 台収容の駐車場を設置し、自動車を使用する教職員と自動車通学を希望する学生に使用させている。

スポーツ施設ゾーンには陸上競技、野球、サッカー等に対応する多目的フィールドやテニスコートがあり、土曜日・日曜日は地域住民にも開放している。

本学の校舎については、本部棟を 2000 年に新築し、研究棟については 2005 年に増築しており、建築基準法に基づく現

行の耐震基準の導入後に建設されていることから、十分な耐震性を備えている。

施設・設備のバリアフリー化に関しては、全フロアがエレベータでアクセス可能であり、ドア等の段差も最小限に抑えるなど、車椅子による移動に支障が無いように配慮されている。また、身障者用トイレの設置(10 箇所)や校舎正面に身障者用駐車場を確保するなどの対応を行っているほか、講義室は車椅子のまま聴講可能なスペースがあり、学内および敷地内への点字ブロックの敷設や、エレベータ等への点字表示を行っている。

安全防犯面については、校舎や敷地内に防犯カメラを設置し、夜間・休日については警備員を常駐・巡回させ安全対策を行っている。

施設・設備の維持管理においては、2021 年にインフラ長寿命化計画を策定し、2023 年に建築・基幹設備の更新計画を追加し、建築・設備の改修工事を計画的に実施している。

2) 図書館

本学の図書館「情報ライブラリー」では、学生や教職員の学習・教育・研究活動を促進するため、図書、視聴覚資料、学術雑誌の収集・整理、データベースへのアクセス環境の整備などを行っている。また、国立情報学研究所の相互協力システム(ILL)に参加し他大学との情報交換を行っている。

蔵書や電子ジャーナル等の購読に関しては選書委員会が設けられ、教員等からのリクエストを基に選定を行っているほか、2015 年度からは学生選書委員会を設置し、委員学生による選書法も採用している。

学生のライブラリー活用を促進するため、データベース利用者講習会や教員の推薦図書をコメント付きで展示するブックマーク展、教員の執筆した図書を並べたコーナー、テーマを定めた本の展示、納入業者の協力による選書会等の様々なイベントを随時開催している。

さらに4年次学生の卒業研究支援を目的として、2015 年度には機関リポジトリを利用して模範論文の提供を開始、また、2016 年度からは各専門分野に関する参考図書、資料、サイトなどを集約した研究支援サイト「研究ガイド」を開設した。

なお、この情報ライブラリーは学外者にも開放しており、本学の設置者である函館圏公立大学広域連合の構成自治体の住民には貸し出しも行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	建築・基幹設備の更新計画を作成し、計画的に建築・設備の大規模改修を進めている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>定款 第 25 条（資本金）、別表 施設紹介</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>定款 第 25 条（資本金）、別表 施設紹介</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>定款 第 25 条（資本金）、別表 施設紹介</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>図書館 情報ライブラリー規程 情報ライブラリー運営委員会規程 情報ライブラリー利用規程 情報ライブラリー文献複写規程</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>施設紹介</p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 運営組織等</p> <p>大学の運営に関して、常勤の理事、副学長、事務局管理職による常勤役員会議を毎週開催しているほか、法人経営に関する重要事項を審議する機関である経営審議会を定期的に開催し、教育研究に関する重要事項を審議する機関である教育研究審議会は、原則として月に1回開催している。</p> <p>また、それぞれの目的に応じ、教授会、研究科委員会、大学の附属機関として情報ライブラリー、社会連携センター、メタ学習センター、情報システムデザインセンターを設置しているほか、必要に応じ随時教員と職員で構成される様々な委員会・WGを設置し、所掌業務を担っている。</p> <p>大学の事務組織については、理事としての事務局長の下に、企画総務課、財務・研究支援課、教務課の3課としていたが、2025年度からは入試広報業務の強化のため、入試・広報就職課を新たに設置し、教務課を教務・学生課として再編成し、4課体制としている。設置団体(函館市)からの派遣職員(2名)、法人のプロパー職員(24名)および契約職員(23名)を配置している。事務執行にかかる協議および調整等を行う「事務局管理職会議」(事務局長、各課長4名)を週1回開催し、情報共有と円滑な業務遂行に努めている。</p> <p>法人職員による主体的な大学運営を行うため、2014年度より、事務職員のプロパー化を積極的に進めてきており、全国の公立大学法人と比較してもプロパー職員の割合が高いことから、設置団体の組織改編や人事異動の影響を受けず、長期的な視点での組織運営が可能な体制となっている。</p> <p>危機管理等については、危機管理規程に基づき、危機管理委員会(理事長、副理事長、副学長、事務局長で構成)を設置し、業務継続計画や緊急時連絡体制を整備するとともに、消防法に基づく消防計画を策定し、防災管理者の選任や自衛消防組織を編成している。</p> <p>2) 厚生補導・学生支援</p> <p>学生の課外活動、保健管理、その他の厚生補導に関することを審議し、組織的に学生支援を実施するための組織として、学生委員会(委員長含め6名の教員で構成)を、教務・学生課に学生・留学担当を設置している。このほか、学生の心のケアのために学生相談室を設置し、相談員(臨床心理士)によるカウンセリングを週2回行っているほか、2024年度より24時間電話健康相談やメンタルヘルスカウンセリングなどに対応する外</p>	<p>部相談窓口を後援会の支援により開設している。また、医務室には保健師が常駐し、傷病者の応急措置、健康相談・指導等を行っている。</p> <p>ハラスメントの防止については、ハラスメント防止等委員会(委員長を含め6名の教職員で構成)を設置して各種対策および啓発活動を行うとともに、ハラスメント相談員(教職員6名)を配置して苦情の申出や相談に応じているほか、2024年度より外部委託による窓口も設置し、相談しやすい環境づくりに努めている。</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養うための体制</p> <p>就職支援については、就職委員会(委員長を含め12名の教員で構成)と入試・広報・就職課の就職担当が連携して対応している。学内合同企業セミナーやウェブ合同企業説明会を実施し、対面およびオンラインでの学生と企業の情報交換の機会を設定し、学生の業界研究を促進するとともに、企業との情報交換の円滑化を図っている。</p> <p>また、社会人基礎力および就職活動における実践的能力を培うことを目的とし、通年でキャリアガイダンスを開講しているほか、卒業見込者全員を対象に夏期・冬期で就職委員が進路担当として面談を行い、進路に関する指導・助言を行っている。</p> <p>4) 学修支援</p> <p>年度初めに全ての学部生、院生を対象として教育課程、履修内容、注意事項等についてオリエンテーションを開催し、周知している。メタ学習センターが中心となって、各部署と連携しながら、自律的な学び方を身につけるための環境を整備し、ピアチュータリング制度を活用しているほか、学部1、2年生の英語力向上を目的として独自に設計したオンラインコースを用意している。また、配慮が必要な学生については、教務・学生課にて学生からの要望を整理し、教務委員会(委員長含め13名の教員で構成)において対応を協議し、支援策を講じている。</p> <p>5) 経済的支援</p> <p>入学金および授業料について、高等教育就学支援制度による減免制度のほか、本学独自制度として、学部生を対象とした居住地特例による減免制度や院生を対象とした減免制度を設けている。また、開学10周年を機に創設した「公立はこだて未来大学振興基金」を原資として、海外留学助成制度や22世紀奨学金制度を創設している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	常勤職員に占める本学の派遣職員の割合は、8%と他の公立大学と比較してもプロパー職員の割合が非常に高く、設置団体の組織改編や人事異動の影響を受けず、長期的な視点での組織運営ができる体制となっている。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ① 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p>	<p>定款 公立はこだて未来大学学則 教授会規程 経営審議会規程 教育研究審議会規程 学生委員会規程 ハラスメント防止等に関する規程 事務組織に関する規程 危機管理委員会規程 キャリア・就職支援</p>
	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ② 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>定款 公立はこだて未来大学大学院学則 大学院研究科委員会規程</p>
	<p>関係事項</p>	
③	<p>学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<p>メタ学習センター</p>
④	<p>学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>WEB 学生便覧 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領</p>
⑤	<p>学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>入学科・授業料免除および奨学金 22世紀奨学金について 海外留学助成制度</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つのポリシーの策定</p> <p>2016年度、本学では中央教育審議会のガイドライン(2016年)に基づき、3つのポリシーを一体的に策定した。策定にあたっては、学長の指示のもと、学部ポリシー策定ワーキンググループが教職員を対象にワークショップを繰り返し行い、ディプロマ・ポリシー(以下、DP)の原案を作成した。次に、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力・資質を育成するために、科目群ごとのカリキュラム・ポリシー(以下、CP)原案を科目群担当グループが作成した。その後、すでに公表していたアドミッション・ポリシー(以下、AP)を見直し、他の2つのポリシーとの整合性を確保した上で修正を行った。これらのポリシー案について、教職員が公開の場で自由に意見を交換できる機会を設けることにより、多角的な視点から内容および整合性が検討され、一貫性のある内容へと整理された。最終的に、教育研究審議会・教授会での審議の後、3つのポリシーを確定した。</p> <p>大学院のポリシー策定に関しては、学部の3ポリシーとの整合性を踏まえ、2018年度研究科委員会においてDPが策定され、2019年度にCPが策定された。学部ポリシーと同じく、APはすでに公表されていたことから、3つのポリシーの整合性を確認したのち、確定された。</p> <p>学部・大学院ともに、3つのポリシーは大学サイトにて公表されている。また、学生がDPおよびCPを意識し、卒業に向けて計画的に学修できるよう、DPと各科目との関係を整理したカリキュラム・マップや、コースごとの履修モデルを「授業ガイド」で提示している。加えて、DP・CPをどの程度達成できているかを学生自身が評価する「学習達成度自己評価」を半期に1回実施している。</p> <p>2) 3つのポリシーの概要</p> <p>①ディプロマ・ポリシー</p> <p>【学部】本学の使命は、分野を越えた協働を通じて社会を支える多様な情報システムの革新的発展を先導するとともに、広く柔軟な視野を備え、未来社会を創出する力を備えた人材を輩出することである。この使命のもと、DP5つの柱として「システム情報科学に関する高い専門能力」「研究的態度を支える問題探究力・構想力」「共創のための情報表現能力・チームワーク力」「自律的に学び続けるためのメタ学習力」「専門家として持つべき人間性」を挙げている。さらに、5つの柱ごとに、どのような能力・資質を求めているかを具体的に明記している。</p>	<p>【大学院】博士(前期)課程においては、現実の社会システムを直視し、そこから問題を発見し、解決し、更に新たなシステムを設計することができる人材の養成を目指し、5つの領域ごとにDPを定めている。博士(後期)課程においては、博士(前期)における目的に加え、システム情報科学における新原理や新たな問題解決手法の探求を行える人材の養成を目的とし、DPを定めている。</p> <p>②カリキュラム・ポリシー</p> <p>【学部】CPは、DPに挙げた5つの能力・資質を段階的かつ体系的に養成することを重視し、策定した。教育課程編成方針では、これらの能力・資質を各学年のどの科目群で育成するかを示し、DPとCPとの関係性および育成の流れを明確にしている。さらに、科目群ごとに具体的な学修内容と学修方法を記載することにより、学生がカリキュラム全体の構造や学修の意図を把握できるように配慮している。学修成果の評価においては、各科目の目標に照らして達成度を適切な方法で測定し、基準に達した学生に単位を付与することを明記している。</p> <p>【大学院】学部と同様に、DPを踏まえ、科目群ごとにCPを策定した。科目群ごとに、どのような科目で何を学べるかを明記している。</p> <p>③アドミッション・ポリシー</p> <p>【学部】APでは、まず本学の教育目標としてDPの5つの能力・資質を示し、次にCPで示した各科目群で何を学ぶのかを示している。その上で、入学時にどのような人材を求めているかを明記し、入学選抜の基本方針を示している。さらに、試験区分(一般選抜(前期及び後期日程)、総合型選抜、学校推薦型選抜、編入学試験)ごとに、どのような能力・資質を評価するのかを明記し、選抜方法(検査内容・合否判定等)を記述している。</p> <p>【大学院】学部と同様に、DP・CPを踏まえた上で、求めている学生像、入学試験で確認する能力、評価方法を明記している。</p> <p>3) 3つのポリシーの点検・検証</p> <p>2025年度のカリキュラム改訂にあたり、評価委員会内の内部質保証担当グループが中央教育審議会のガイドラインの「三つのポリシーの策定に当たっての個別留意事項」等をもとに「3ポリシーチェックリスト」を作成し、3ポリシーの点検・見直しを図る。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>学部ディプロマ・ポリシー</p> <p>学部カリキュラム・ポリシー</p> <p>学部アドミッション・ポリシー</p> <p>大学院ディプロマ・ポリシー</p> <p>大学院カリキュラム・ポリシー</p> <p>大学院アドミッション・ポリシー</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動等の状況についての情報公開</p> <p>学校教育法施行規則第172条の2第1項、第3項の各号に定める事項については、下記の項目を本学公式ウェブサイトに「教育情報の公表(法定事項)」として公表している。各情報の所管部署を定め、適宜更新を行っており、同第5項に基づき適切に周知を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> －大学の教育研究上の目的に関すること －教育研究上の基本組織に関すること －教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること －入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること －授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること －学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること －校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること －授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること －大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <p>2) 3つのポリシーの公表・周知</p> <p>本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーは、大学公式ウェブサイトで公表している。特にアドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項に掲載し、オープンキャンパス、出前講座を含む高校訪問等を通じて、入学志願者や保護者、高校関係者等に向け積極的に広報している。</p> <p>3) その他の各種情報の公表・周知</p> <p>法定事項以外の教育研究活動の情報については、大学公式ウェブサイトや大学パンフレット等にて広く周知を図っている。</p> <p>大学情報は多岐にわたるため、大学公式ウェブサイトでは、閲覧者が求める情報に素早くアクセスできるよう、【大学案内】、</p>	<p>【新着情報】、【入試情報】の3つの区分にわけ、それぞれの区分内にメニューを設定している。</p> <p>【大学案内】として「概要・特色」、「学部」、「大学院」、「学生生活」、「教員・学外連携」、「組織・センター」のメニューを設定し、そのメニュー内でさらに詳細な項目を表示している。</p> <p>【新着情報】では、「News」、「Events」、「Activities」の3メニューを設定し、「News」には、大学の動き、公募情報、入札情報、メディア情報、入試情報などを掲載し、「Events」では、本学に関連するイベントなどを受験生、在学生、卒業生、保護者、企業・研究者、一般の方などの対象者毎にタグ付けすることで検索性を向上させている。「Activities」では、プレスリリース、学生や教職員の研究成果、学術連携協定締結、受賞・表彰などの情報を発信している。</p> <p>【入試情報】では、最新の入試関連情報をまとめており、オープンキャンパス、入試説明会、進学相談会などの情報もあわせて確認できるようにしているほか、英語版ページも用意し、本学の情報を世界に向け広く発信している。</p> <p>また、大学公式ウェブサイト以外にも、大学公式SNSでの情報発信を行っている。大学公式 YouTube では大学紹介、模擬授業、特別講演会などの動画を継続的に配信しているほか、大学公式 Instagram では、専門業者へ委託し対象となる学生を惹きつけるようなコンテンツを作成配信している。</p> <p>2024 年には、受験生・保護者のみならず多くの人々に本学への理解を深めてもらうため、個性豊かな本学教員の研究成果を分かりやすく紹介した「未来研究2024」を刊行した。</p> <p>このほか、学内に対しても授業の情報や成績評価、卒業要件等の情報、学内設備の情報、学生支援などの学生生活に必要な情報については、年度初めのオリエンテーションやガイダンスで学生に説明するほか、WEB 学生便覧や学内サイト等を用いて、情報の周知を図っている。</p> <p>4) 公表体制</p> <p>大学公式ウェブサイトは、広報委員会と連携しながら入試・広報・就職課で管理を行い、情報の掲載や更新は、それぞれ業務を所掌する担当課の担当者が入力作業を行い、掲載することとしている。</p> <p>教員や学生に関連する新着情報は、広報委員会で内容を確認し、ウェブサイトへ掲載した後に全学向けのメーリングリストで周知を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	本学の教育・研究・地域貢献活動等が、地域住民や受験生、保護者へ伝わっていない状況が散見されることから、広報体制を強化し、改善を図っているところである。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	以下に同じ
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 二 教育研究上の基本組織に関すること。 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 四 入学者の選抜に関すること。 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	<p>公立はこだて未来大学学則 第1条（目的）</p> <p>公立はこだて未来大学大学院学則 第2条（目的）</p> <p>広報委員会規程 事務組織に関する規程 教育情報の公表 入試情報 2025年度入学選抜要項 大学案内</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価の実施体制

本学の内部質保証活動は、大学全体および組織単位の両方のレベルで行っている(p.4 内部質保証体制図 参照)。

大学全体の教育・研究・地域貢献等に関する活動については、学長の指示のもと、副学長・事務局長・各課長による常勤役員会議において目標・計画の策定(Plan)、各組織への指示(Do)、実施状況の点検(Check)、点検結果をもとにした業務改善(Action)を行っている。

各組織では、常勤役員会議の指示を受け、具体的な計画を策定し(Plan)、計画に基づき業務を遂行している(Do)。遂行にあたっては、実施状況を評価するためのデータを収集している。たとえば、メタ学習センター運営委員会による入学前教育では、課題の提出率、LMS(学習支援システム)へのアクセス時間、参加者アンケート等のデータを収集し、分析している。評価項目は 111 項目あり、達成状況を 4 段階で評価し(Check)、同時に次年度に向けた改善内容(Action)と計画を策定している。これらの年度計画および実施状況については、Google スプレッドシートにより関係者に共有されている。

常勤役員会議および各組織による計画の妥当性や実施状況は、教育研究審議会が点検しており、二重のチェック体制を敷いている(Check)。これらの自己点検、および函館圏公立大学広域連合法人評価委員会による外部評価をもとに、業務運営の改善に取り組んでいる(Action)。

自己点検の結果は、年度ごとの業務実績報告書およびその評価、中期目標・中期計画期間における業務実績報告書およびその評価、大学機関別認証評価報告書として、大学サイトにて公表している。

2) 飛び入学

大学院修士課程では、成績優秀な学生に対する「飛び入学」制度を設定している。

3) 教職員・学習支援者の資質向上のための活動

①PD/FD 研修:メタ学習センター運営委員会が、教職員を対象とした PD/FD 研修を年 1~2 回実施している。たとえば、コロナ禍ではオンライン授業のノウハウに関するワークショップを開催した。コロナ禍以降は科学コミュニケーション教育等のワークショップを開催しているが、参加者数の減少が課題となっている。そこで、2024 年度は PD/FD 研修に関するアンケートを実施した。その結果をもとに 2025 年度は教職員のニーズにマッチした研修を計画・実施する予定である。

②学内研究費成果報告会を介した FD:学内特別研究費の重点領域および教育方法研究については報告会を開催してい

る。報告会にて教員相互の研究交流が進むことにより、分野を超えた研究グループが新たにできたり、研究成果が講義や演習の実践にフィードバックされている。

③SD 研修:公立大学協会主催の各種研修への参加や公立大学教職員研修システムを利用した職員研修を実施しているほか、北海道 FD・SD 協議会主催の様々な研修に参加し、業務を行う上で必要な知識を習得し、専門的な能力の向上に努めている。

④学習支援者のための研修:学生による学習支援制度として、2003 年度に授業 TA、2013 年度にメタ学習ラボのチューター制度を導入している。2024 年度までは教務課が TA 研修を実施していたが、2025 年度からは TA 研修の内容・実施方法を見直し、教務委員会が実施するように変更した。新たに確認テストを課すことにより、TA の質の向上を図っている。また、チューター研修は、メタ学習センター運営委員会の担当教員が実施している。質保証の取組として、2015 年度から実施していた国際チューター養成プログラムを見直し、2023 年度からはオープンバッジを導入している。

4) 学修成果を把握するための取組

学修成果を把握するために、多様なデータを収集・分析し、改善へとつなげている。客観的なデータとしては、授業の成績データをもちに、科目ごとの不合格者数、GPA 分布、進級率等を集計し、過去年度と比較している。学生の主観的なデータとしては、学習達成度自己評価、授業フィードバックアンケート、学生生活実態調査を実施している。これらのデータから、授業内容の理解状況、学習に対する態度、自身の成長や課題を学生がどのように捉えているのかを把握している。

これらのデータの集計・分析結果は、教育研究審議会/連絡会議/教授会にて共有されている。データの分析結果を検討し、学長が担当部署に対して改善のための指示を行っている。たとえば、コロナ禍において 2 年次の進級率が低下した際は、学長の指示により、学生委員会が必修科目担当教員、クラス担任、事務局、医務室と連携し、出席状況・課題提出状況を共有し、問題を抱える学生の早期発見に努め、個別指導などの対応を行った。

5) 内部質保証の体制・実施方法の改善

評価委員会委員は教育研究審議会構成員と同じであるため、教育研究審議会がその役割を果たしている状況にある。評価委員会内に内部質保証担当グループを設け、PDCA サイクルが機能していることを評価するための仕組み作り(例えばチェックリストによる点検)を行う。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学習支援者の能力・資質が変化中、それに応じて育成方法を適切に見直し・改善している。
改善を要する点	評価委員会の役割を明確化し、内部質保証の体制を改善する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	公立はこだて未来大学学則 第2条（自己評価等） 評価委員会規程 常勤役員会議実績
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当しない
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	公立はこだて未来大学大学院学則 第15条（入学資格） 大学院学生募集要項 A 日程 博士（前期）課程への飛び入学制度
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	公立はこだて未来大学学則 第2条（自己評価等）
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	メタ学習センター規程 ティーチングアシスタント制度実施要綱 PD/FD 研修等活動実績 職員研修実施状況
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	職員就業規則 メタ学習センター規程 ティーチングアシスタント制度実施要綱
	関係事項	
⑦	<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	CML 活動報告書
⑧	<p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	該当しない

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

過去5年間の決算状況は右下表のとおりである。いずれの年度においても、収入総額が支出総額を上回っており、財務状況は健全であるといえる。

収入は、設置団体である函館圏公立大学広域連合から措置される運営費交付金をはじめ、授業料等の自己収入、寄附金、外部資金である受託研究等収入で構成している。運営費交付金については、中期目標期間の初年度と4年目に見直すこととしており、その前年の予算編成時に設置団体である広域連合と協議のうえ交付額を決

定して3年間定額で交付され、教育・研究にかかる経費や人件費等について安定的に措置されている。また、2020年度にはコロナ禍におけるオンライン授業に必要な経費や学生へ修学支援を行うための経費として76,243千円が、2022年度には光熱水費の高騰に対応するために53,085千円が追加措置されており、緊急に必要な経費についても、設置団体と協議のうえ、必要額が措置されている。

外部資金の確保については、社会連携センターにおいて受託研究をはじめとする様々な団体等の競争的資金の情報収集、周知等を行うとともに、外部資金の獲得に向けて積極的に事務的支援を行っている。

また、国際交流の推進や学生の教育支援のための「公立はこだて未来大学振興基金」については、本学Webサイトにて寄附を募っているほか、本学の卒業生や保護者に周知をして寄附金の獲得にも取り組んでいる。

2) 教育研究環境の整備

教育経費については、本学の教育における特色の一つであるプロジェクト学習の質を担保すべく、毎年度約8,000千円の予算を配分している。また志願者確保のため、オープンキャンパスをはじめとする学生募集活動にかかる経費や広報活動にかかる事業費については、効果などを慎重に検討したうえで、弾力的な予算配分を行っている。

研究経費については、教員の研究活動の基盤となる一般研究費として一人あたり1,000千円を配分するとともに、学内公募型の競争的資金である特別研究費を設け、

外部資金の獲得につながるよう支援している。また、特別研究費に「社会連携型研究」の枠を設け、公立大学として社会還元型の研究を推進するなど、特別研究費は、本学において教員の研究活動を推進する重要な研究経費であると位置付け、毎年度約55,000千円の予算を確保している。

情報システムに関する経費については、情報系の大学として毎年度約428,000千円の予算を配分しているほか、教員および学生の教育研究を支える情報ライブラリの経費については、為替相場の変動などにより電子ジャーナルの価格が高騰するなかで2022年度から2024年度の3年間で予算を5,432千円増額するなどして、教育研究活動を支援している。

施設整備については、2023年度に長寿命化計画「建築・基幹設備の更新計画」を策定し、設置団体から交付される施設整備費や目的積立金を活用し、大学施設の修繕、整備を計画的に行っているところである。

(参考)

【過去5年間の決算額の推移】(2025年5月1日時点)

(単位：百万円)

区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
収入	運営費交付金	1,513	1,632	1,601	1,619	1,667
	補助金収入	19	0	0	12	0
	自己収入	742	719	719	696	721
	受託研究等収入	166	132	94	93	72
	寄附金収入	24	20	9	16	33
	その他	43	42	36	127	30
計		2,507	2,545	2,459	2,563	2,523

区分		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
支出	教育研究経費	756	752	618	687	697
	一般管理費	472	460	517	491	510
	人件費	1,023	1,012	1,015	1,137	1,050
	受託研究等経費	137	111	65	101	61
	施設整備費	7	15	15	15	17
計		2,395	2,350	2,230	2,431	2,335

※決算報告書から作成

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	さらなる外部資金の獲得に向けた取り組みが必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務諸表等（財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書（監事）） 社会連携センター規程
②	大学院設置基準 第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	同上

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境整備</p> <p>システム情報科学を専門とする本学にとって、最先端の ICT 環境は教員・学生の教育研究活動を支える基盤と言える。そのため、本学の情報通信システムは、開学以来、情報機器の進化に対応できる柔軟な拡張性を備えるとともに、災害時の事業継続性向上を図り、仮想化技術や大容量通信、学外システムとの連携を推進している。</p> <p>情報通信システムの基幹は 10GbE を使用し、支線や端末には 1000BASE-SX、1000BASE-LX/LH、および 1000BASE-T に対応した機器を導入している。函館に SINET6 のアクセスポイントが設置されていることにより、20Gbps の専用回線で SINET6 に接続している。またバックアップ回線用とゲスト回線用に 2 本の ISP (通信速度: 1Gbps) で学外に接続している。</p> <p>学内での情報システム利用のため、講義室には約 1300 個、その他のフリースペースには約 500 個の有線情報コンセントを設置するとともに、全学的な無線 LAN を構築し、有線 LAN と同様に認証を前提として、学生が自由に使用できるよう開放している。</p> <p>学内の情報通信システムおよびネットワークは、情報システムデザインセンター運営委員会において方針を決定し、情報システムデザインセンターが管理運営している。2022 年度に次期学術情報ネットワーク (SINET6) の函館ノード整備に伴う SINET6 の積極的活用、セキュリティとプライバシーを担保しつつ多様なクラウドリソースの積極的な活用、学内外から安全に利用可能な仮想デスクトップ環境の整備、認証方式の高度化を軸とした学内外シームレスな環境の実現、無線 LAN 環境の改善といった構築を行った。具体的には、教育環境システムのコンピュータ教室については、従来の教室での対面講義の形態のみに対応するだけではなく、学内外の他の場所から個人認証を行った上でパブリッククラウド基盤を利用する講義に参加し、演習が行える環境を整備したほか、セキュリティ向上のために、クライアント証明書による認証システムを導入している。さらに各種の学内システムにおいては、人事給与システムなど秘匿性の高いシステムを除く多くのシステムをクラウド (Amazon Web Service) 上に設置した。これによりシステムの構築と運用の費用削減、クラウドサービスに備えられた 2 重化などの BCP 対策、システムやデータの移行を簡素化するなどの更新を行っている。</p>	<p>2025 年度には、クラウドリソースの最適化、システム運用の効率化を実現するための構築を行い、環境の改善に努めている。具体的には、教員が研究においてクラウドサービスを利用する仮想サーバーと費用算出のシステムを導入し、より良い研究環境が提供できるようになっている。</p> <p>コミュニケーションツールとしては、Google Workspace を導入し、メールサービスやファイルの共有・共同作業、スケジュール管理等に利用している。授業では、Moodle をカスタマイズした学習管理システム (LMS) を日常的に活用している。授業ごとに、講義資料の提示、課題の提出・フィードバック、小テストやアンケートの実施に活用しており、教員・学生間の双方向のやりとりを重視している。</p> <p>合理的配慮が必要なケースにおいてもオンライン会議システムを活用している。また、2024 年度より Microsoft365 を導入し、Teams や Microsoft office などのアプリケーションが活用できる環境を整備し、教育研究活動を推進している。</p> <p>2) BYOD および教育研究環境の整備</p> <p>本学では、BYOD (Bring Your Own Device) 方針のもと、学生がほぼすべての授業に個人所有のノートパソコンを持参し参加している。このような環境により、学生は自らの端末を理・運用することとなり、学習環境への主体的な関与が促されるとともに、環境設定やトラブル対応に対する自己管理能力の向上が期待される。</p> <p>学生が所有するノートパソコンの能力では支障が生じる場合や、高額なハードウェア・ソフトウェアにより専門性の高い技術を習得する場合は、Macintosh 教室、C&D 教室、工房、グラフィック工房を利用する。工房やグラフィック工房には立体を造形する機器のためのレーザー加工機、3D プリンター、A0 版までのポスターを印刷できる大型プリンター等が設置されている。専任の技術スタッフが常駐しており、学生に使用方法を指導するほか、機器の安全な運用やトラブル対応にも対応している。</p> <p>3) 研究環境</p> <p>「基準2 3) 自己分析活動の取組み No.3」に記載のとおり学内競争的研究費制度 (特別研究費) を設けているほか、2025 年度は新たに「特定用途特別研究費」として論文掲載料等の一部補助、海外旅費 (大学院生・学生) の一部補助、コンベンション開催費等の一部補助、博士後期課程研究発表助成を実施する。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	情報通信システムは、情報系大学として他の公立大学と比較しても最先端の技術を導入するなど、充実している。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	情報セキュリティ基本方針 情報セキュリティ対策規程 情報システム運用・管理要綱 情報システム利用要綱 情報セキュリティインシデント対応チーム要綱 情報システムデザインセンター規程 情報システムデザインセンター運営委員会規程
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	未来研究 2024

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

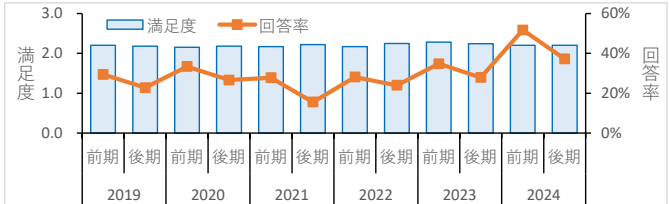
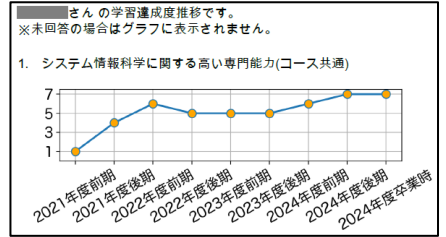
<p>1. 年度計画の策定</p> <p>本学では、学長の指示のもと、常勤役員会議および各組織が年度計画を策定している。年度計画は以下の大項目から構成されており、さらに計 111 の下位項目が設けられている。() は下位項目数。</p> <p>① 教育 (28)</p> <p>② 学生の受け入れ (15)</p> <p>③ 学生支援 (15)</p> <p>④ 研究の推進 (12)</p> <p>⑤ 地域貢献 (7)</p> <p>⑥ 学術連携および国際化 (4)</p> <p>⑦ 附属機関の運営 (10)</p> <p>⑧ 運営・管理および財政基盤の安定化に関する目標(17)</p> <p>⑨ 自己点検・評価、広報・IR 等の推進 (自己点検・評価の実施) (3)</p> <p>これらの年度計画 (過去の年度計画および実施状況を含む) については、Google スプレッドシートにより関係者に共有されている。</p> <p>2. 計画に対する達成状況の点検および評価</p> <p>各組織の担当者は、年度末に年度計画に対する実施内容および達成状況を前述の Google スプレッドシートに記入する。実施内容の記述にあたっては、単に「検討した」「実施した」という記述ではなく、具体的な記述を求めている。例えば、実施内容の詳細、回数、成果、検討経過、検討結果等を記述するように求めている。達成状況は 4 段階 (Ⅳ：年度計画を上回って実施している、Ⅲ：年度計画を順調に実施している、Ⅱ：年度計画を十分には実施していない、Ⅰ：年度計画を実施していない) によって評定している。</p> <p>これらの記入内容は、常勤役員会議および教育研究審議会において点検しており、説明不足等があれば担当者に修正を求めている。この記入内容をもとに、業務実績報告書を作成している。</p> <p>また、業務実績報告書に対する外部評価として、学外有識者が委員となっている函館圏公立大学広域連合法人評価</p>	<p>委員会による法人評価を毎年度実施している。各年度計画の進捗状況について付された意見・指摘については適宜対応したうえで、大学サイトにて業務実績報告書を公開している。</p> <p>3. 年度計画の取組の点検</p> <p>本ポートフォリオの基準 2 の執筆にあたっては、評価委員会内の内部質保証担当グループ (副学長 5 名) が年度計画の項目を精査し、PDCA サイクルが機能しているかについて評価作業シートを用いて点検した。評価作業シートは、大学教育質保証・評価センターによる資料をもとに作成した。点検結果を評価委員会全体で確認したうえで、下表の取組を取り上げることとした。教育活動については、入試から卒業 (就職・キャリア支援) までを取り上げ、正規課程の授業、および正規課程外の学修支援について報告する。研究活動については、学内競争的研究費制度に関する取組を報告する。いずれも大学全体の教育・研究の向上に関わるものである。</p> <p style="text-align: center;">表 年度計画との対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取組</th> <th>年度計画 () は下位項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>学習者による授業フィードバックと自己評価</td> <td>①教育 (学修成果の可視化と教育の質保証) ③学生支援 (学修成果の把握の支援) ⑨自己点検・評価、広報・IR 等の推進 (自己点検・評価の実施)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>正規課程外の学修支援</td> <td>②学生の受け入れ (入学前教育および導入教育) ③学生支援 (学習の支援)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>学際的かつ独創的な研究の推進</td> <td>④研究の推進 (重要な研究テーマに対する支援、研究成果の共有と評価)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>データ分析に基づく入試改革の継続的な実施</td> <td>②学生の受け入れ (多面的な評価に基づく入試制度、多様な背景を持つ学生の受け入れ)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>就職・キャリア支援</td> <td>③学生支援 (進路設計に関する支援、進路に関する支援)</td> </tr> </tbody> </table>		取組	年度計画 () は下位項目	1	学習者による授業フィードバックと自己評価	①教育 (学修成果の可視化と教育の質保証) ③学生支援 (学修成果の把握の支援) ⑨自己点検・評価、広報・IR 等の推進 (自己点検・評価の実施)	2	正規課程外の学修支援	②学生の受け入れ (入学前教育および導入教育) ③学生支援 (学習の支援)	3	学際的かつ独創的な研究の推進	④研究の推進 (重要な研究テーマに対する支援、研究成果の共有と評価)	4	データ分析に基づく入試改革の継続的な実施	②学生の受け入れ (多面的な評価に基づく入試制度、多様な背景を持つ学生の受け入れ)	5	就職・キャリア支援	③学生支援 (進路設計に関する支援、進路に関する支援)
	取組	年度計画 () は下位項目																	
1	学習者による授業フィードバックと自己評価	①教育 (学修成果の可視化と教育の質保証) ③学生支援 (学修成果の把握の支援) ⑨自己点検・評価、広報・IR 等の推進 (自己点検・評価の実施)																	
2	正規課程外の学修支援	②学生の受け入れ (入学前教育および導入教育) ③学生支援 (学習の支援)																	
3	学際的かつ独創的な研究の推進	④研究の推進 (重要な研究テーマに対する支援、研究成果の共有と評価)																	
4	データ分析に基づく入試改革の継続的な実施	②学生の受け入れ (多面的な評価に基づく入試制度、多様な背景を持つ学生の受け入れ)																	
5	就職・キャリア支援	③学生支援 (進路設計に関する支援、進路に関する支援)																	

2) 自己分析活動の取組み (目次)

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ 1 つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学習者による授業フィードバックと自己評価【学修成果】	37
2	正規課程外の学修支援【学修成果】	38
3	学際的かつ独創的な研究の推進【研究環境整備】	39
4	データ分析に基づく入試改革の継続的な実施	40
5	就職・キャリア支援	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学習者による授業フィードバックと自己評価【学修成果】																																																				
分析の背景	<p>学びを最大化するには、授業の質を向上させるとともに、学生自身が自分の学びに主体的に向き合うことが重要である。そのための活動として、授業フィードバックアンケートと学習達成度自己評価を行っている。前者は評価委員会、後者はメタ学習センター運営委員会(以下、CML 運営委員会)が実施し、収集データをもとに改善を行っている。二つの取組が両輪となり、大学側は学習者本位の教育を行うことができ、学生側は自らの成長への気づきと達成感を自覚できるような仕組みになっている。</p>																																																				
分析の内容	<p>●授業フィードバックアンケート (以下、授業FB)</p> <p>授業FBは、授業を改善することにより、学生がより良く学習できるようになることを目的としている。2004年度の開始当初からオンラインにより毎学期実施している。学生は自身が履修した授業ごとに、満足度、難易度、重要度、続けてほしいこと、改善点、次年度の学生へのアドバイス等を入力する。各授業の回答結果は自動的に集計され、学内の学習管理システム(以下、LMS)上で、教職員・学生がすべての授業の結果を自由に閲覧できる。授業担当教員は回答結果を参考に授業内容を見直し、学生は履修科目を決める際の参考にしている。</p> <p>各授業の回答結果は、評価委員会で毎学期検討されている。授業評価が著しく低い授業については、評価委員が授業担当教員にヒアリングしている。状況を把握したうえで、次学期に向けての改善を授業担当者とともに検討している。</p> <p>満足度(0:不満~3:非常に満足)の全授業の平均値は2.2~2.3であり、コロナ禍においても低下することはなかった。一方、回答率は15~30%と低く、課題であった(図1)。そこで、2024年度は、各授業の回答ページのQRコードや、回答促進のための提示資料を教員に提供したところ、約40~50%となった。回答率および満足度が特に高い授業を「未来大生が選ぶ高満足度授業」として大学サイトに公開している。2025年度は、学生が回答しやすいように質問項目を整理するなどの改善を行っている。</p>  <table border="1" data-bbox="805 884 1476 1086"> <caption>図1 授業FB満足度および回答率推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>時期</th> <th>満足度 (平均)</th> <th>回答率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2019</td><td>前期</td><td>2.2</td><td>20</td></tr> <tr><td>2019</td><td>後期</td><td>2.3</td><td>15</td></tr> <tr><td>2020</td><td>前期</td><td>2.2</td><td>30</td></tr> <tr><td>2020</td><td>後期</td><td>2.3</td><td>25</td></tr> <tr><td>2021</td><td>前期</td><td>2.2</td><td>20</td></tr> <tr><td>2021</td><td>後期</td><td>2.3</td><td>15</td></tr> <tr><td>2022</td><td>前期</td><td>2.2</td><td>25</td></tr> <tr><td>2022</td><td>後期</td><td>2.3</td><td>20</td></tr> <tr><td>2023</td><td>前期</td><td>2.2</td><td>35</td></tr> <tr><td>2023</td><td>後期</td><td>2.3</td><td>30</td></tr> <tr><td>2024</td><td>前期</td><td>2.2</td><td>45</td></tr> <tr><td>2024</td><td>後期</td><td>2.3</td><td>40</td></tr> </tbody> </table> <p>●学習達成度自己評価</p> <p>学習達成度自己評価は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに挙げられている学習習得目標(7項目)に対してどのくらい達成できているかを学生自身が評価し、達成するための目標と計画を立て、実践できるようになることを目的としている。2019年度後期の開始当初から全学部生を対象にオンラインにより実施している。回答は前期・後期に各1回、4年生は卒業時にも回答し学習成果を振り返る。</p> <p>回答結果から、学生一人ひとりの「学習達成度に対する自己評価推移グラフ」(図2)を作成し、各学生に毎学期フィードバックしている。この推移グラフにより、学生は自身の成長を視覚的に把握できる。</p> <p>卒業時の回答結果については教授会で報告している。全体の到達傾向は毎年度ほぼ同様である。2024年度卒業生(回答率88%)では、いずれの項目も約83%~92%の回答者が7段階中5~7(十分に達成できている)を選択しており、学習習得目標をおおむね達成できたと考えられる。</p>  <p>図2 学習達成度自己評価推移グラフ(一部)</p>	年度	時期	満足度 (平均)	回答率 (%)	2019	前期	2.2	20	2019	後期	2.3	15	2020	前期	2.2	30	2020	後期	2.3	25	2021	前期	2.2	20	2021	後期	2.3	15	2022	前期	2.2	25	2022	後期	2.3	20	2023	前期	2.2	35	2023	後期	2.3	30	2024	前期	2.2	45	2024	後期	2.3	40
年度	時期	満足度 (平均)	回答率 (%)																																																		
2019	前期	2.2	20																																																		
2019	後期	2.3	15																																																		
2020	前期	2.2	30																																																		
2020	後期	2.3	25																																																		
2021	前期	2.2	20																																																		
2021	後期	2.3	15																																																		
2022	前期	2.2	25																																																		
2022	後期	2.3	20																																																		
2023	前期	2.2	35																																																		
2023	後期	2.3	30																																																		
2024	前期	2.2	45																																																		
2024	後期	2.3	40																																																		
自己評価	<p>授業の質を向上させ、学生自身が自分の学びに主体的に向き合うための活動として、評価委員会、CML運営委員会がそれぞれ授業FBと学習達成度自己評価を継続して行っている。収集したデータを分析することにより、授業および学生の学びの成果や課題を把握しており、授業の改善につなげている。</p>																																																				
関連資料	<p>授業FB回答画面 2025年度版、授業FB集計結果_閲覧画面例、未来大生が選ぶ高満足度授業、学習達成度自己評価回答画面、学習達成度自己評価報告書(2022年度~2024年度)、CML活動報告書、業務実績報告書、メタ学習センター運営委員会規程、評価委員会規程</p>																																																				

タイトル (No. 2)	正規課程外の学習支援【学修成果】
分析の背景	<p>本学には、過去の学習経験や学習環境が異なるさまざまな学力レベルの学生が在籍している。これらの幅広い層の学生の学習を支援するために、メタ学習センター運営委員会（以下、CML 運営委員会）が正規課程外の学習支援を行っている。主な取組として、入学前教育、数学特別講習、学習支援センター「メタ学習ラボ」、英会話支援「コネクションズ・カフェ」がある。</p>
分析の内容	<p>●CML 運営委員会による改善活動</p> <p>CML 運営委員会（2008 年～）は、教育工学・教育心理学を専門とする CML 専任教員、学部 1～2 年次の基礎科目（数学・プログラミング・英語・コミュニケーション）にかかわる教員、教務課職員から構成される。取組ごとに担当グループを作り、それぞれの活動に従事している。担当グループは、前年度の活動状況の分析結果を踏まえ、年度初めに活動目標・活動計画を決め、学期末ごとに実施状況を CML 運営委員長に報告している。これらの情報は Google スプレッドシートにより運営委員全員に共有されている。活動内容・結果は、毎年度「CML 活動報告書」「業務実績報告書」に記載し、大学サイトで公開している。</p> <p>●総合型選抜および学校推薦型合格者を対象とした入学前教育</p> <p>入学前教育では、参加者が自身の能力に合わせ、自律的に継続して学習に取り組めるようになることを重視している。数学プログラムは、高校数学（数学 IIB・数学 III）の復習と大学の解析学 I の予習として課題を郵送し、提出物へのコメントを各参加者に返却している。加えて、数学 IIB の基礎が身につけていない参加者や、独学が難しい参加者のために、数学特別講習の講義動画と資料を LMS 上で配信している。課題の提出率は毎年 93%～98%であり、高い提出率を維持している。</p> <p>一方、英語プログラムでは LMS 上での英文読解や参加者同士のディスカッションなどを行っていたが、参加状況は芳しくなかった。そこで、2022 年度以降は、時限読書プログラム（Timed Reading Program、TRP）を使用した。TRP は、短い文章（300～550 語）を読み、テストに回答するプログラムである。参加者がモチベーションを維持できるように、難易度や語数がコントロールされており、テスト結果は即時フィードバックされる。参加者の自律的な学習態度を育むために、参加者自身が課題に取り組む時間または頻度を決められるようにした。その結果、参加者一人あたりの平均アクセス時間は、2021 年度が 463 分であったのに対し、2023 年度は 809 分、2024 年度は 1356 分に大きく向上した。</p> <p>●学習支援センター「メタ学習ラボ」における学生チューターの質保証</p> <p>メタ学習ラボでは、学生チューターが後輩学生に対してマンツーマンの学習支援を行っている。2015 年度以降、学生チューターの質保証を図るため、米国 CRLA が運営する「ITTPC（国際チューター養成プログラム認証）レベル 1」の認定を受け、その基準に基づき、チューターの研修を行ってきた。チューターは研修を受けることによりチュータリングに関する知識やスキルを体系的に習得でき、その結果、メタ学習ラボの利用者アンケートでは、すべての質問項目において好意的な回答が多く、利用者の満足度は高い。</p> <p>一方、ITTPC の研修制度は体系的ではあるものの、教員主導型であるため、チューターが研修に対して受け身になりがちであった。そこで、2018 年度より、担当教員の指導の下、チューター自身が率先して行う活動として、チューター主導型研修、メタ学習ラボ改善を目指す研究プロジェクト（対面チュータリングとオンラインチュータリングの比較、チュータリング評価基準の改善）を実施した。</p> <p>また、2023 年度末より ITTPC に代わるチューターの質保障の取組として、オープンバッジの導入を開始した。2024 年度の在籍チューターのバッジ取得率は、Proficient Tutor（初級レベル）85%(11 人)、Expert Tutor（熟達レベル）54%(7 人)、Leader Tutor（リーダーレベル）23%(3 人)である。</p>
自己評価	<p>正規課程外の取組について、CML 運営委員会の各担当グループが前年度の結果をもとに、改善点を検討し、活動目標・活動計画を立てて取り組んでいる。活動内容を評価するために、LMS のデータ、学習者を対象としたアンケートなど各種データを収集し分析している。このような組織的・継続的な活動が、正規課程外の学習支援の改善につながっている。</p>
関連資料	2024 CML_ plan and evaluation、 CML 活動報告書 、 業務実績報告書 、 メタ学習ラボサイト 、メタ学習センター運営委員会規程

タイトル (No. 3)	学際的かつ独創的な研究の推進【研究環境整備】
分析の背景	国内外に発信できる、または、地域や社会に貢献できる研究活動の支援を目的として、独立法人化した2008年度以降、年間約45,000千円の予算を計上し、学内競争的研究費制度（特別研究費）を継続的に運用している。常勤役員会議が運用状況を見直し、コラボラティブ・ラボラトリ制度、学外の競争的研究費との重複申請、研究費の適正配分などの改善を行っている。
分析の内容	<p>●特別研究の企画・運営</p> <p>一般研究費に加えて、学内競争的研究費制度（特別研究費）を設け、教員が多様で独創的な研究に継続的・発展的に取り組むための研究環境を提供している。特別研究費は、複数の教員による学際的かつ独創的な研究テーマを推進する重点領域と、単独でも推進することのできる通常領域で構成している。それぞれの領域には、一般、社会連携、教育方法の3つのカテゴリがある。</p> <p>特別研究費の企画・運営は常勤役員会議が行っている。前年度の3月に特別研究の公募を開始し、審査結果を反映して5月に配分を決定している。公募要領は常勤役員会議で適宜見直しており、毎年度、教育研究審議会の審議を経て公募を開始している。審査は部局長が担当しており、重点領域のテーマは5名で、通常領域のテーマは3名で審査している。審査結果（評価得点・コメント）は採択・不採択にかかわらず、研究代表者にフィードバックしている。採択された研究テーマには、成果報告書の提出を義務づけている。4月には、学内にて特別研究成果発表会を開催し、専門分野を超えた活発な議論を交わしている。また、全ての研究テーマの成果ポスターを学内に展示しており、学生・来訪者が自由に閲覧できる期間を設けている。2023年度からは、特別研究の成果をまとめた研究紹介誌「未来研究」を発刊し、高等学校等に配布している。特別研究費の申請状況は過去5年間、46件、47件、37件、45件、52件と推移しており、活用が定着している。</p> <p>●コラボラティブ・ラボラトリ制度</p> <p>特別研究費の目的の一つとして、本学のフラッグシップ研究の創出が挙げられる。しかしながら、特別研究がフラッグシップ研究に必ずしも結びついていないという課題があった。そこで、2012年度には、重点領域における研究テーマの組織的な発展の支援を目的としてコラボラティブ・ラボラトリ制度を設けた。これまでに「マリンIT・ラボ」、「スマートシティはこだてラボ」を含む4つのラボが設立され、継続的・発展的な研究を推進している。特に「スマートシティはこだてラボ」は、大学発ベンチャーを設立して研究成果を社会実装するなど、本学におけるフラッグシップ研究を創出することができた。なお、「公立はこだて未来大学FUNコラボラティブ・ラボラトリ要綱」を制定しており、コラボラティブ・ラボラトリの設置は教育研究審議会の審議を経て、学長が決定している。</p> <p>●学外の競争的研究費との重複申請</p> <p>2024年度からは、特別研究費の申請において、従来の学内申請様式に加えて、科学研究費助成事業など競争的研究費の様式による申請を認めている。申請書を改善するためのコメントをフィードバックすることにより、競争的研究費の獲得を支援している。その結果、重点領域のテーマのうち、「マリンIT」はSATREPS（JST、JICA）によるインドネシア共和国との国際共同研究に、「脳型人工知能」は科学研究費助成事業のうち学術変革領域研究(A)の採択に結びついており、いずれも本学の教員がプロジェクトリーダーを担っている。</p> <p>●研究費の適正な配分</p> <p>特別研究費の申請総額は年々増加しており、2023年度には80,000千円を超え、適切な配分が困難になったことから、2024年度からは新たにBudget Point (BP)を導入し、教員一人あたりの申請額に上限を設けることで研究費の適切な配分が可能になった。</p>
自己評価	コラボラティブ・ラボラトリ制度を活用した重点領域の研究成果が、北海道科学技術賞や総務大臣賞の受賞、大学発ベンチャーの設立による社会実装などに結びついており、特別研究費は本学における学際的かつ独創的な研究を支援する制度として着実に成果を上げている。特別研究費の申請にあたって、科学研究費助成事業等の様式による申請も認め教員の負担軽減を図ったほか、研究成果の発信を支援するため論文掲載料等の一部補助制度を導入するなど、教員が意欲的に研究できる環境を整備してきた。
関連資料	未来研究2024、 競争的研究費の獲得状況 、 コラボラティブ・ラボラトリ制度 、FUNコラボラティブ・ラボラトリ要綱

タイトル (No. 4)	データ分析に基づく入試改革の継続的な実施														
分析の背景	<p>本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、本学で学ぶ上で必要な学力を備え、システム情報科学分野に強い関心があり、情報論的社会観を備え未来に貢献しようとする意欲がある学生を求めている。5つの選抜試験の区分（一般選抜試験（前期及び後期日程）、総合型選抜、学校推薦型、編入学試験）を設定している。しかし、全国的な18歳人口の減少に伴い、本学の一般選抜試験（前期）倍率は年々低下しており（2019年は3.8倍、2024年は1.7倍）、今後の安定した学生確保については危機感がある。ポリシーに合致する人材の受け入れを増やすため、定員枠の配分の見直し、試験内容の修正など、継続的な入試改革をこれまでに行っている。入学者選抜データを入学試験委員会（以下、入試委員会）で分析し、それに基づく入試改革を実施するとともに、入試広報にも活用している。</p>														
分析の内容	<p>入試関連情報は事務局入試・広報・就職課で収集し、入試委員会とともに経年変化や他大学との比較などの検討を行っている。収集した情報のうち、入学者数や合格者得点などの基礎的な統計値は大学サイトで毎年公開しており、入学者選抜要項にも記載している。2010年度よりアドミッション・ポリシーを公開しており、2016年度には「学力の三要素」と関連づけた学力の評価基準を明示するようにアドミッション・ポリシーを改定した。</p> <p>これらの情報収集・検討を毎年定期的に行い、その結果に基づき、入試制度を継続的に改正してきた（表1）。アドミッション・ポリシーの改定（2016年度）や、高校の指導要領の改正に対応した入試改革（2022年度）のような大きな改正に際しては、学長の指示のもと入試委員会メンバーを中心としたワーキンググループを組織し、改正案の検討を行った。改正内容については、教育研究審議会で審議、教授会で報告されたのち、ホームページなどで公開した。改正内容の公開は、入学希望者にとって不利益のないよう、原則的に選抜実施の2年前に行っている。</p> <p>情報分析の結果は入試委員会だけでなく、教授会を通じて学内の各組織に共有している。特に、2023年度からは収集した選抜情報をもとに、入試委員会で次年度の入学者獲得方針を策定している。策定した方針は、教授会で全体に報告した。広報委員会とも情報を共有し、入試選抜の状況を反映した入試広報を実施できるよう図っている。高校等への資料送付、大学サイトへの掲載、高校訪問や進学相談会への参加、進学説明会・個別相談の実施、高校教員向け学内イベント開催など、受験生及び高校教員への入試制度の周知に努めている。</p> <p style="text-align: center;">表1：各年度に実施した入試改革</p> <table border="1" data-bbox="323 1310 1348 1630"> <thead> <tr> <th>実施年</th> <th>入試制度の変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019年</td> <td>留学生特別選抜の創設（編入）</td> </tr> <tr> <td>2020年</td> <td>全国枠の定員増、地域枠の定員減（推薦）、新入試制度（共通テスト導入など）への対応</td> </tr> <tr> <td>2022年</td> <td>基準点の設定（推薦、総合）</td> </tr> <tr> <td>2023年</td> <td>英語外部試験TOEICの導入（編入）、出願資格（成績要件）の変更（編入）</td> </tr> <tr> <td>2024年</td> <td>出願資格（成績要件に情報を追加）の変更（推薦）、はこだて枠の創設（推薦）、適性試験の配点変更（推薦）、情報（共通テスト）の利用（一般選抜）、募集定員の変更（一般選抜、推薦）</td> </tr> <tr> <td>2025年</td> <td>留学生特別選抜における日本留学試験・オンライン面接の導入（編入）</td> </tr> </tbody> </table>	実施年	入試制度の変更内容	2019年	留学生特別選抜の創設（編入）	2020年	全国枠の定員増、地域枠の定員減（推薦）、新入試制度（共通テスト導入など）への対応	2022年	基準点の設定（推薦、総合）	2023年	英語外部試験TOEICの導入（編入）、出願資格（成績要件）の変更（編入）	2024年	出願資格（成績要件に情報を追加）の変更（推薦）、はこだて枠の創設（推薦）、適性試験の配点変更（推薦）、情報（共通テスト）の利用（一般選抜）、募集定員の変更（一般選抜、推薦）	2025年	留学生特別選抜における日本留学試験・オンライン面接の導入（編入）
実施年	入試制度の変更内容														
2019年	留学生特別選抜の創設（編入）														
2020年	全国枠の定員増、地域枠の定員減（推薦）、新入試制度（共通テスト導入など）への対応														
2022年	基準点の設定（推薦、総合）														
2023年	英語外部試験TOEICの導入（編入）、出願資格（成績要件）の変更（編入）														
2024年	出願資格（成績要件に情報を追加）の変更（推薦）、はこだて枠の創設（推薦）、適性試験の配点変更（推薦）、情報（共通テスト）の利用（一般選抜）、募集定員の変更（一般選抜、推薦）														
2025年	留学生特別選抜における日本留学試験・オンライン面接の導入（編入）														
自己評価	<p>入学者選抜に関わる情報は、事務局入試・広報・就職課及び入試委員会で定期的に収集・分析する体制がある。分析結果に基づき、役員会が入試改革ワーキンググループメンバーを指名し、入試問題、入試区分、アドミッション・ポリシーなどを速やかに改正することができている。また、分析結果は教授会を通じて学内全体に共有され、入学志願者を増やすための入試広報（大学案内、ウェブサイト、高校訪問、進学相談会など）にも利用している。以上より、入試選抜に関わる情報を収集・分析する体制が明確で、入試改革を柔軟かつ定期的に行う体制があると考えられる。しかし、結果として、近年は志願者倍率が低下していることから、2025年度に入試・広報体制を強化するなど、改善に努めている。</p>														
関連資料	学部アドミッション・ポリシー 、 入試区分毎・入試結果統計値 、入学試験委員会規程、広報委員会規程、2025年度学生獲得方針、2024年度第2回教授会資料「入試結果について」														

タイトル (No. 5)	就職・キャリア支援
分析の背景	就職支援体制の整備を進め、キャリアの多様化に対応した支援を行っている。就職委員会と事務局就職担当が連携し、カリキュラムの一環として、学生の社会的・職業的自立に必要な能力向上を目的とした支援を、年間を通じて実施している。また、キャリア選択に必要な情報の収集・分析に努め、より適切な支援の提供とその改善を図っている。さらに、幅広い業界の企業との協力関係を強化し、業界・職種・企業研究に資する情報を、学生へ円滑に提供する体制を整えている。
分析の内容	<p>●就職支援のための情報収集と分析</p> 各年度の就職統計データをオンラインデータ化している。2003年度から卒業見込者を対象に、志望進路や内定状況、希望する支援内容などに関する進路アンケートを実施している。結果を分析することで、効果的なサポートを提供できるよう努めている。例えば、学生の内々定承諾時期を統計的に分析した結果、早期化の状況を把握でき、早期セミナーを企画できた。また、進路が決定した学生には進路決定報告書を提出させ、選考プロセスや支援サービスの満足度を把握し、就職支援の改善に活かしている。 <p>●キャリアガイダンスと進路指導</p> 学生が社会人基礎力を養い、就職活動を円滑に進められるよう、学部3年生、大学院博士前期課程1年生を主な対象として、通年で約30回のキャリアガイダンスを開講している。また、卒業見込者全員を対象に、夏期および冬期(大学院生は冬期のみ)に進路担当教員が進路面談を実施し、個別の指導や助言を行っている。さらに、後期には「模擬個人面接会」を開催し、外部講師による面接指導により学生の面接力を向上させている。 <p>●キャリア支援プラットフォームと就職イベント</p> 就職活動に関する情報や支援サービスを一元的に提供するため、「キャリア支援サイト」を開設し、就活イベント、インターンシップ、キャリアガイダンスのスケジュールや資料の提供を行っている。また、企業との接点を強化する取組として、毎年12月に学内合同企業セミナー(出展100社程度)、7月および12月にはWeb合同企業説明会(20社程度)を開催している。イベントでは、企業・学生の双方に対してアンケート等を実施し、改善に活かしている。例えば、学生アンケートから「企業からの一方的な情報提供ではなく双方向でコミュニケーションを取りたい」との複数の要望を受け、個別に交流できるようフリートークコーナーを設けた。また、企業ヒアリングからインターンシップの重要性が増しているとの複数の情報を得て、企業を招待したインターンシップミニセミナーを前期に開催した。このように、企業と個別にも情報交換を行い、協力関係の強化にも努めている。 <p>●企業との連携強化と業界研究の促進</p> 企業とのネットワークを広げ、学生の業界研究を支援するため、東京にて「プロジェクト学習成果発表会」を開催し、「システム情報科学実習」(通称:プロジェクト学習)の取組を紹介するとともに、学生と企業が直接意見交換を行う場を設けている。また、卒業生の主たる就職先企業との関係を強化するため、就職委員の教員が企業を訪問し、年間20社程度と協力関係を構築している。加えて、専門性の高い研究職へのキャリアパスへの理解を促進するため、R&D部門を有する企業5社を招いて学内で「技術フォーラム」を開催している。 <p>●大学院生向けのキャリア支援と実践的プログラム</p> 大学院生を対象とした実践的キャリア支援として、研究インターンシップを実施しており、学生の実習計画書・報告書や、受け入れ先によるインターンシップ評価票をもとに、成績評価やプログラム内容の改善を行っている。さらに、2014年度からは大学院の研究インターンシップを単位化し、協力企業においてチームでのシステム開発や評価分析等の実践的プロジェクトに取り組める仕組みを整えている。
自己評価	前年度の就職統計データおよび学生や企業へのアンケートの分析をもとに、改善点を検討し、活動計画を策定している。また、キャリア支援イベントや就職活動の状況については、必要に応じて教授会やメールを通じて教職員と共有し、全学的な連携を図っている。これらの組織的かつ継続的な取組により、学生一人ひとりに寄り添った就職・キャリア支援の改善を実現している。
関連資料	就職委員会規程、就職支援関係事業予定表(2024年度)、進路アンケート(2024年度)、キャリア支援サイト、キャリア関連科目シラバス、 プロジェクト学習成果発表会@東京開催周知

Ⅲ「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>1. 建学の理念および本学の特徴</p> <p>本学は、建学の理念として『人間』と『科学』が調和した社会の形成を願い、深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化・産業の振興に貢献すること」を掲げている。</p> <p>2000年の開学以来、道南圏唯一の公立大学である本学は、情報系単科大学として、システム情報科学を独自の学術領域として創生することを目指してきた。本学が目指すシステム情報科学は、20世紀の情報科学の発展を礎に、21世紀に必要とされる「人間を中心とする」新たな情報科学の総合分野を創成しようとするものである。コンピュータ技術を基盤にし、数理科学的手法、社会科学的手法、デザイン的手法などを取り入れながら、システムとして表現し分析し、制御することを重視している。</p> <p>上記理念の実現に向け、本学ではシステム情報科学を基軸にした人材育成、研究、地域貢献を進めてきた。</p> <p>2. 具体的な取組</p> <p>本章では、本学独自の学術領域であるシステム情報科学を基軸にした、特色ある教育研究の取組として以下を取り上げる。</p> <p>●教育に関する取組</p> <p>ディプロマ・ポリシー序文では、本学の教育における使命として「人間と科学が調和した社会のために、卓越した学びの共同体として、分野を越えた協働を通じて社会を支える多様な情報システムの革新的発展を先導するとともに、広く柔軟な視野を備え、地域と世界のために未来社会を創出する力を備えた人材を輩出すること」を掲げている。この使命のもと、身に付けるべき能力・資質としてディプロマ・ポリシー5つの柱「システム情報科学に関する高い専門能力」「研究的態度を支える問題探究力・構想力」「共創のための情報表現能力・チームワーク力」「自律的に学び続けるためのメタ学習力」「専門家として持つべき人間性」を挙げている。</p>	<p>本章では、この5つの柱を修得するための教育に関する特徴的な取組として、プロジェクト学習 (No.1)、高度 ICT コースを軸とした実践的 ICT 教育 (No.2)、先駆的 ICT 教育のための環境整備 (No.3) を取り上げる。</p> <p>●研究に関する取組</p> <p>システム情報科学では、複雑な現実世界を研究対象としている。自然、社会、人工物、人間をもシステムとして捉え、それらのシステムが渾然一体とつながった現実世界を研究対象としている。そのため、本学の研究領域は基礎的研究から応用的研究まで幅が広く、水産業や医療、観光などの現実社会の課題を解決するための研究が積極的に行われている。それらの研究成果の一部は社会実装され、地域課題・社会課題の解決に貢献している。本章ではその一例として、本学の重点研究課題であるマリン IT、メディカル IT、モビリティ IT、ミュージアム IT からなる 4 つの MIT (No.4) について取り上げる。</p> <p>●地域貢献に関する取組</p> <p>建学の理念にもあるとおり、公立大学の使命の一つは「知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化・産業の振興に貢献すること」である。本学は、道南圏唯一の公立大学として約 20 年以上にわたり、多様な地域交流事業を継続して実施してきた。オープンスペース・オープンマインドをモットーとした「学びの場」を学内だけでなく、学外にも広げてきたと言える。本章では、学びの場を広げる取組として、国際科学祭等の活動 (No.5) を取り上げる。</p>
--	--

2) 特色ある教育研究の取組み (目次)

No.	タイトル	ページ数
1	プロジェクト学習：解のない問題にチームで取り組む実践的演習	45
2	6年一貫の高度 ICT コースを軸とした実践的 ICT 教育	46
3	先駆的 ICT 教育のための環境整備	47
4	地域課題・社会課題を解決する研究の推進と研究成果の社会実装	48
5	学びの場を広げる地域交流	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	プロジェクト学習：解のない問題にチームで取り組む実践的演習
取組の概要	<p>学部3年次の必修科目として「システム情報科学実習」（通称：プロジェクト学習）を2002年より実施している。この科目は、現実社会との接点を意識して設定されたテーマに対し、課題の設定と解決・成果発表・評価の一連のプロセスを学生主体で体験学習することを通じて、ディプロマ・ポリシーの「システム情報科学に関する高い専門能力」「研究的態度を支える問題探究力・構想力」を実践的に身につけるものである。また、テーマごとに学生のチームがプロジェクトを構成し、メンバーが協働して課題に取り組み成果を発信することを通じて、1、2年次に身につけた知識・技術およびコミュニケーション力に磨きをかけ、ディプロマ・ポリシーの「共創のための情報表現能力・チームワーク力」「自律的に学び続けるためのメタ学習力」「専門家として持つべき人間性」を高める。運営のためのワーキンググループが教員により組織されており、学生の配属、予算の配分、発表会の取りまとめ等の作業を行っている。</p>
取組の成果	<p>毎年度、解のない問題の候補として20以上のプロジェクトのテーマが提案されている。そこには企業、自治体、医療機関、教育機関などと連携してそれぞれの抱える現実社会に即した課題の解決に取り組むテーマや、函館および道南地域の課題解決や地域をフィールドとした実践を行うテーマが含まれている。例えば、2024年度には表1に示されたテーマが提案されている。</p> <p>各プロジェクトには、学生の希望をとった上で、所属する学科・コースが異なる5~15名の学生が配属される。メンバーとなった学生はそれぞれが知識・技術を持ち寄り協働して以下に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトごとに、テーマを提案した教員のアドバイスを受けながら、グループ編成やスケジュール策定などのプロジェクト管理を行い、課題の設定と解決に取り組む 活動成果に関する報告書を前期末と後期末に作成する。また、前期末・後期末の発表会において、ポスター、スライド、製作物の展示等による成果発表を行う プロジェクト活動についての自己評価、メンバーによる相互評価、他プロジェクトの評価を行う発表会は、全てのプロジェクトが一堂に会する展示会形式で外部に公開して行われる。本学の全学年の学生だけでなく、連携機関の関係者や企業、函館市内の高校生等も訪れる。また、後期末の発表会のポスターと成果報告書は大学サイトに公開している。 <p>以上の課題を設定し成果を発信する取組を通じて、座学や通常の演習では習得の難しい解のない問題に取り組む実践力を身につけることができている。このことは学生自身が実感しており、毎学期末に行われる「学習達成度自己評価」において、プロジェクト学習の学習効果を強く実感したと回答する学生が多い。例えば、2022年度卒業生対象の「学習達成度自己評価」では、「プロジェクト学習を通じて、計画を立てて複数人で役割を分担して作業をしていき、大きなプロジェクトを成功させる経験を積むことができた。」「プロジェクトで、チームとして一つの課題に取り組み、問題を解決する能力が上がったと感じる。」などのコメントが寄せられた。</p>
自己評価	<p>プロジェクト学習の取組を通じて、学生の知識・技術、コミュニケーション力が向上しており、卒業生も高く評価されている。地域の企業、自治体、教育機関等との連携も継続的に行われており、学生の視野と活動の場を広げることに役立っている。また、本学の取り組みは、日本におけるプロジェクト型学習の先駆けとして注目を集め、2006年度文部科学省GP（特色ある大学教育支援プログラム：H18-20年度）に選択されており、2018年には書籍として『未来を創る「プロジェクト学習」のデザイン』を出版し、これまで多くの大学からの視察を受けるなど、対外的にも高く評価されている。</p>
関連資料	<p>システム情報科学実習シラバス、開学10周年記念誌 (p.19, p.21, p.25)、未来大出版『未来を創る「プロジェクト学習」のデザイン』、プロジェクト学習テーマ一覧、学習達成度自己評価回答</p>

表1 2024年度のテーマ（抜粋）

- ・ デジタルヘルス 2024*
- ・ スマート道南*
- ・ コスメ×データサイエンス*
- ・ DLITE3: 境界なく人々の生活を支援する技術*
- ・ AI時代の地域の未来をデザインする
- ・ 街の魅力発見を促す「迷い」のデザイン
- ・ 触発の連鎖を通して豊かな文化的体験を深めるミュージアムIT

*印は、外部機関と連携したテーマ

タイトル (No. 2)	6年一貫の高度 ICT コースを軸とした実践的 ICT 教育
取組の概要	<p>本学が掲げる「社会をデザインする大学」というコンセプトのもと、高度 ICT コースでは、大学・大学院一貫の6年制カリキュラムを通じて、情報技術と情報デザインを活用した課題解決スキルの育成に取り組んでいる。企業の支援による実践的授業や、課外 PBL「高度 ICT 演習」を通じて、実務的技術やプロジェクトマネジメント力を養成し、専門性と実装力を兼ね備えたπ型人才(二つの専門分野を持ち、それらを横断的に活用できる人材)の育成に寄与している。演習には他コース学生の参加も可能で、全学的な実践的 IT スキル向上を図っている。</p>
取組の成果	<p>●高度 ICT 演習：自走型 PBL による実践的 IT スキルの習得</p> <p>2012 年度に開設された高度 ICT コースでは、実社会の課題やニーズを理解し、情報システムの提案から実装までを行う「高度 ICT 演習」を運営している。本演習は、学部生・大学院生の有志による学年・コース横断型の課外 PBL であり、前身の「実践的 IT 人材育成寄附講座」が開設された 2007 年度に開始され、現在まで継続している。単位付与がないにもかかわらず、多くの学生がスキルアップを目的に自主的に参加し、複数年継続する例も多い。このことから、本演習が学生にとって有意義な学習機会となっていることがうかがえる。</p> <p>近年では、高度 ICT コース所属の学生を中心に、先輩からの指導を受け継ぎながら、テーマ設定・技術習得・チームマネジメントなどを自走型で進めており、教員の支援は最小限である。開発アプリのリリース・運用や連携先での実証実験などを通じて地域社会に貢献するとともに、HAKODATE アカデミックリンク(高等教育機関合同研究発表会)などに参加し、アプリの改善に向けたアイデアを得るなど、地域社会からフィードバックを得る機会も増えている。</p> <p>また、演習チームはアプリコンテストやオープンデータコンテストなどにも参加し、受賞する例も多い。こうした実績は学外からも高く評価されており、学生起業に発展した事例もある。</p> <p>●産学連携を基盤とした実践的 IT 人材の育成</p> <p>高度 ICT コースおよび大学院の高度 ICT 領域では、実務に基づくケーススタディや開発ツールを活用し、実践的な技術や知識の習得を目的とした講義・演習を行っている。各科目には、IT ベンダーや IT ユーザー企業の技術者によるオムニバス形式の授業が組み込まれている。</p> <p>半期ごとに開催される高度 ICT 演習成果発表会には多くの企業関係者が参加し、ポスター発表を通じて質疑や助言が行われ、学生のスキル向上につながっている。企業からの評価も高く、在学中に演習に参加していた OB・OG が企業の技術者として発表会に参加し後輩を指導するなど、PBL を軸とした産学連携のエコシステムが形成されつつある。</p> <p>●高度 ICT 教育の大学・大学院全体への波及</p> <p>高度 ICT コース・領域が開講する学部・大学院の授業や高度 ICT 演習は、他コース・領域の学生も履修・参加可能である。これにより、各学生が自身の専門分野に加えて、実践的なシステム開発力を身につけたπ型人才として成長する機会を提供し、大学・大学院全体の教育の幅を広げている。</p>
自己評価	<p>高度 ICT コースの取組では、高度 ICT 演習と企業講師による講義・演習を通して、実践的システム開発スキル、プロジェクトマネジメントスキル、コミュニケーションスキルが向上しており、修了生は就職先から高く評価され、IT 業界における本学のプレゼンス向上にも貢献している。取り組みはコース外の学生にも展開され、大学全体の実践的 IT スキルを向上させている。</p>
関連資料	<p>高度 ICT コース、シラバス(企業招聘講師による講義・演習関係)、産学連携授業数、高度 ICT 演習参加学生数、アプリリリース・実証実験実績、高度 ICT 演習チーム「Fun-i-Con」が HOKKAIDO 学生アプリコンテスト 2024 で北海道経済産業局長賞(最優秀賞)とインプル賞(協賛企業賞)を受賞、高度 ICT 演習の成果が LOD チャレンジ Japan 2015 でサステイナブル賞を授賞、高度 ICT 演習海洋系プロジェクトが SCAN 第 4 回合同研究発表会で優秀発表賞を受賞、公立はこだて未来大学発スタートアップ第 1 号に称号記を授与しました</p>

タイトル (No. 3)	先駆的 ICT 教育のための環境整備
取組の概要	<p>ディプロマ・ポリシーに掲げる「システム情報科学に関する高い専門能力」を有する人材の育成を支援するための環境整備を行っている。2000年の開学時より、学生にノート型パソコン1台を持参することを必須とし、大学全域でネットワーク接続可能な環境を整備した。授業設計においても学生がノート型パソコンを所持していることを前提とし、入学前に受講に必要なパソコンの仕様を周知して入学後にオリエンテーションを通じて大学のネットワーク接続等の説明・実習を行い、学習に支障がないよう支援している。さらに、マイコンボードの高性能化やデジタル工作機の普及、クラウドサービスや生成AIの普及等、ICT技術の進展に合わせ、それらを積極的に取り入れた授業を行っている。</p>
取組の成果	<p>ネットワーク接続可能な環境整備として、本棟のほとんどの講義室とフリースペースに設置している約800台の机と図書館や体育館などの共有スペースに、電源とLAN用のコンセントを備え、研究棟増築後の2009年度には設備更改に合わせて全学的に無線LANを整備している。大学内で利用できるICTサービスについては、技術の進歩に合わせた情報機器およびシステムを整備するため、6年ごとに設備の更改を行っているほか、中間年にも小規模な見直しを行っている。例えば、学生生活実態調査のアンケート回答において無線LANの安定的な接続を望むコメントがあったことから、無線アクセスポイントを増設するなどの改善を行っている。これらの設備は、大学内に常駐する業務委託先の技術者と、教職員により構成される情報システムデザインセンター運営委員会が管理している。</p> <p>こうした教育環境下で、学生は、入学直後から、多くの授業でパソコンの使用を前提とした情報検索やレポートおよびプレゼンテーション資料の作成、プロジェクトを利用した発表を行うなど、情報機器を最大限に活用したスキルを身につけ向上させてきた。また、LMSとしてMoodleとmanabaを導入して資料配付や課題提出に利用しているほか、2010年のカリキュラム改定時にはオンデマンド教材を用いたオンラインの英語学習を必修化するなど、課題の作成や自主的な学習においても情報機器を活用するスキルを向上させてきた。</p> <p>コロナ禍においては、チャットツールの活用、オンライン会議やクラウドサービスを利用したグループワークのオンライン化が進んだ。オンライン授業の実施に関する知見が蓄積され、教員間での共有が行われることにより、教員が情報機器を活用し授業を行うノウハウとスキルを向上させてきた。その後は対面を基本としながら、オンラインによる授業が学習に効果的である科目については引き続きオンライン授業を行うなど、コロナ禍に得た知見や経験を活かした授業を行っている。</p> <p>近年は、アプリケーションを利用したデータ処理、仮想環境を利用したサーバ構築、マイコンボードを貸与した組み込みプログラミング、デジタル工作機を利用したプロトタイプ制作などを行っている。特に、デジタル工作機に関しては、工作相談と安全管理に従事する専任職員が常駐する工房を設置するなど、情報系大学の特色を活かしたものづくり環境を整備し、PC上だけではなく、情報技術を現実世界に活かす教育も行っている。さらに、急速に利用が拡大した生成AIについても利用のためのポリシーを策定し積極的な活用を進め、演習科目の課題やシステム情報科学実習のテーマ設定において積極的にAIを取り入れ、新たな情報技術に対しても果敢に学び挑戦できる人材を育成している。</p> <p>以上の取組の成果は、システム情報科学実習におけるさまざまな成果物の制作や、未来大生のプレゼンテーション能力が企業から高く評価されるなどの形で現れている。</p>
自己評価	<p>こうした環境下、技術の進歩に合わせたICT技術を活用した授業が活発に行われており、学生に対して実践的な知識・技術の習得を伴う専門教育を実現している。特に、コロナ禍において急速なオンライン対応が求められた2020年度において、多くの大学で新学期の開始が1ヶ月以上遅れる中、本学においては通常より1週間遅れの4月21日から全科目をオンラインで開始することができたことは、本学のICT技術の適用力の高さが証明されたものである。</p>
関連資料	<p>シラバス (VEP I, VEP II, VEP III, VEP IV, 情報デザイン II, 情報デザイン II 演習)、 プロジェクト学習テーマ一覧 2023年度、情報システムデザインセンター運営委員会規程、 開学10周年記念誌 (p.21)、2020年4月8日 学長メッセージ、生成系AI・翻訳AIの利用についての基本方針</p>

タイトル (No. 4)	地域課題・社会課題を解決する研究の推進と研究成果の社会実装
取組の概要	<p>大学における役割のひとつである社会貢献を研究の側面から推進することを目的として、学内競争的研究費制度（特別研究費）における重点領域を設けている。特に重点的に推進する研究課題として、マリン IT、メディカル IT、モビリティ IT、ミュージアム IT の 4 つの MIT を 2008 年度から実施している。</p>
取組の成果	<p>4 つの MIT のうちマリン IT は、ICT にデザインを掛け合わせた本学ならではのアプローチである。全国に先駆けてタブレット端末を導入した水産資源管理を成功させるなどの成果によって、北海道から全国に「マリン IT」を発信し、研究成果の横展開による社会実装を実現してきた。また、その取組により北海道科学技術賞や総務大臣賞などを受賞し、さらには政策提言により水産庁が取り組むスマート水産業の始動に寄与した。加えて、SATREPS（JST）の採択によりインドネシア共和国との国際共同研究へと発展させるなど、研究成果は海外の水産業の ICT 化にも寄与している。これまでに、総額約 7 億円の競争的研究費を獲得しており、2022 年度以降は競争的研究費のみで研究活動を行っている。</p> <p>メディカル IT は、本学が主体となり実践した新しい産学コラボレーションである。2005 年にグッドデザイン賞（新領域部門）を受賞したことを契機として、AI/IoT などの ICT を活用し、少子高齢化や地域の過疎化などにより深刻となっている医療・健康分野の諸課題の解決に取り組んでいる。2016 年には合併症予測型脳神経外科手術用ナビゲーションシステムに関する研究で SCOPE（総務省）に採択されるなど、これまでに総額 1 億円以上の競争的研究費を獲得しながら、高齢者支援、診断・外科支援、遠隔医療、健康行動支援等の研究を継続している。また、2017 年には函館市医師会・函館工業高等専門学校・本学の三者で医工連携による住みよいまちづくりを目指した包括連携協定を締結し、研究成果の社会実装を推進している。</p> <p>モビリティ IT は、AI を活用したシェア型リアルタイムオンデマンド公共交通サービスのプラットフォームである SAVS（Smart Access Vehicle Service）を開発し、2013 年には函館市において世界初の完全自動リアルタイム複数台配車の社会実験に成功した。その後、2016 年に大学発ベンチャーとして株式会社未来シェアを設立し、2020 年からはチャレンジフィールド北海道の取り組みとして実証実験や研究成果の社会実装を推進している。2021 年には江差町と包括連携協定を結ぶなど、全国 120 以上の地域で実証実験を行い、そのうち 50 の地域が SAVS を導入し運用している。現在は 1 ヶ月あたり約 1 万人の移動手段として活用されるなど、人口減少に伴う地域公共交通にかかる課題の解決に貢献している。</p> <p>ミュージアム IT は、函館市中央図書館との連携によるデジタルアーカイブ「函館市中央図書館デジタル資料館」を 2008 年に開設し、これまで約 35,000 点の高精細画像資料を公開している。また、市立函館博物館との連携により「市立函館博物館デジタルアーカイブ」を 2018 年に開設し、約 12,000 点の所蔵資料について高精細画像の一般公開を進めている。さらに、道南の学芸員団体との連携により、地域の文化財情報を蓄積し、オープンデータ化する「南北海道の文化財」ウェブサイトを開設し、約 700 件を公開している。これらはいずれも、学生主体のチームによりシステムを開発・運用しており、高度な開発スキル習得と低コストによる地域デジタルアーカイブのサステナブルな運用に貢献している。</p> <p>以上のように、重点領域として設定した研究課題が競争的研究費の獲得や研究成果の社会実装に着実に結びついており、マリン IT・ラボは「マリン IT ワークショップ」を、メディカル IT は「メディカル ICT 研究会」を毎年度主催し、学内外での成果の共有を積極的に行っている。なお、現在は 4 つの MIT に続く新たな重点領域の開拓を支援している。</p>
自己評価	<p>特別研究費による支援がプロジェクトリーダーの育成につながっており、その結果として大型競争的研究費の獲得と本学のフラッグシップ研究の確立による地域貢献・社会貢献を実現しており、重点領域として 4 つの MIT を推進してきたことは高く評価することができる。</p>
関連資料	<p>マリン IT : SATREPS、北海道科学技術賞、北海道科学技術賞、総務大臣賞（学外）、総務大臣賞（学内） メディカル IT : グッドデザイン賞 モビリティ IT : 株式会社未来シェア、チャレンジフィールド北海道 ミュージアム IT : 函館市中央図書館デジタル資料館、市立函館博物館デジタルアーカイブ、南北海道の文化財</p>

タイトル (No. 5)	学びの場を広げる地域交流
取組の概要	<p>本学は、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に寄与することを基本理念としている。その理念のもと、社会連携センターが中心となり、目的や規模、内容が異なる地域交流事業（国際科学祭、地域交流フォーラム、特別講演会）を毎年度企画実施している。また、函館市内の高等教育機関との交流活動として HAKODATE アカデミックリンクが挙げられる。</p>
取組の成果	<p>●国際科学祭（2009年度から）</p> <p>科学技術に関する学術の振興、理解増進、興味喚起、社会の多様な利害関係者間の対話と協働を促進することを目的に、「知る機会」「体験する機会」「考える機会」を提供する「国際科学祭」を毎年度開催している。本学が中心となり函館市内の高等教育機関等で構成する「サイエンスサポート函館（SSH）」を設立し、これまで16回開催してきた。開催にあたっては、SSH 構成団体のほか、多くの民間企業や団体が出展・共催している。大人から子どもまで毎年延べ約1万人が参加する一大イベントとなっており、地域住民をはじめとする参加者が気軽に科学に触れる機会を提供している。</p> <p>また、国際科学祭に本学が出展している「はこだて科学寺子屋」では、科学技術コミュニケーション活動の担い手の育成を図っており、寺子屋受講生が発足した「サイエンスサポート函館 科学楽しみ隊」では、約20名がメンバーとして活躍するなど、人材の育成にもつながっている。</p> <p>●地域交流フォーラム（2004年度から）</p> <p>地域住民や地元企業を対象に、最新の研究領域や社会的課題をテーマにした研究報告やパネルディスカッションを年1回実施している。講師は学外からその領域の専門家を招聘している。参加者は20～70名程度である。2024年度は「地域資源×探究学習×テクノロジー」をテーマに、科学教育の研究者や高校教諭、近隣の教育長を招き、テクノロジーと探究学習を通じた地域の課題解決と学びについてディスカッションした。地元の高校教諭など29名が参加した。</p> <p>●特別講演会（2009年度から）</p> <p>学外から著名な専門家や研究者、業界リーダーなどを招き、参加者100名規模の講演会を年1～3回実施している。研究成果や技術進歩、業界の課題、社会的なテーマなど、幅広い分野についての知識を、地域住民・学生・教職員がともに深める機会となっている。2024年度は、専門家による「未来の知能：脳とロボティクスと人工知能の融合による新しい知能の創出」（参加者68名）、「歯周病と糖尿病の密接な関係～診療所と市民をつなぐ、“デジタル×予防”の可能性～」（参加者40名）を開催した。アンケートでは、参加者の約9割が「非常に良い内容」「良かった」と評価しており、「大変わかりやすく、勉強になった」などのコメントが寄せられた。その一方で「もっとPRしても良かった」などのコメントもあり、講演会の周知方法や集客方法を改善する必要があることがわかった。</p> <p>●HAKODATE アカデミックリンク</p> <p>2008年、函館市内の8高等教育機関により「キャンパス・コンソーシアム函館(CCH)」が設立され、本学も他の高等教育機関と協力し活動が続けている。HAKODATE アカデミックリンクはCCHの活動の一つで、参加教育機関の学生による合同研究発表会（年1回開催）である。地域住民や地元企業を対象に、学生が日頃の研究活動やプロジェクト学習の成果を発表している。発表数は60～70、来場者数は350～600名である。小学生・中学生・高校生も来場しており、大学での学びを知る機会となっている。</p>
自己評価	<p>目的や規模、内容が異なる、多様な地域交流事業を、20年以上にわたり継続して実施している。知的・文化的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化や産業の振興に貢献するという、公立大学としての使命を果たしている。今後は参加者アンケート等をもとに魅力的なイベントを企画し、地域住民に効果的に広報することにより、集客力を高める必要がある。</p>
関連資料	社会連携センター規程、 業務実績報告書 、 国際科学祭 、 地域との連携・公開講座 、特別講演会アンケート、 HAKODATE アカデミックリンク



2023年度 地域交流フォーラム



2024年度 地域交流フォーラム

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項	記 入		欄		備 考														
大学の名称	公立はこだて未来大学																		
学校本部の所在地	北海道函館市亀田中野町116番地2																		
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地		備 考														
	システム情報学部 情報アーキテクチャ学科 複雑系知能学科	2010年4月1日	北海道函館市亀田中野町116番地2																
	大学院課程	開設年月日	所在地		備 考														
	システム情報科学研究科 博士(前期)課程 博士(後期)課程	2003年4月1日	北海道函館市亀田中野町116番地2																
	専門職学位課程	開設年月日	所在地		備 考														
別科等	開設年月日	所在地		備 考															
別科等	開設年月日	所在地		備 考															
学生募集停止中の学部・研究科等 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科 (年度学生募集停止、在学生数 人)																			
教員組織	学部・学科等の名称	専任教員等										備考							
	システム情報学部情報アーキテクチャ学科	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考							
	システム情報学部複雑系知能学科	22人	12人	0人	0人	34人	11人	6人			16.12人	2025.5.1時点の学生数 ①学科に所属していない学生数 290人 ②情報アーキテクチャ学科 403人 ③複雑系知能学科 370人 (①については各学科に半数ずつとして計算している。)							
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	15人	—	—	—	—								
	計	40人	20人	0人	0人	60人	37人	12人	0人	0人	—								
学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
—	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考							
	システム情報科学研究科博士(前期)課程(M)	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	備考							
	システム情報科学研究科博士(後期)課程(D)	56人	42人	5人	61人	12人	8人	3人	15人	人	人								
計	88人	74人	16人	104人	20人	14人	6人	26人	0人	0人									
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										備考							
	—	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	備考							
	—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人								
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人									
校地等	区 分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備考							
	校舎敷地面積	—		16449 m ²		m ²		m ²		16449 m ²									
	運動場用地	—		21334 m ²		m ²		m ²		21334 m ²									
	校地面積計	9600 m ²		37783 m ²		0 m ²		37783 m ²		37783 m ²									
	その他	—		117241 m ²		m ²		m ²		117241 m ²									

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎面積計		13090 m ²	29633 m ²			
校舎	学部・研究科等の名称		室数				
	システム情報科学部		66 室				
			室				
教室等施設	区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	本部棟		9 室	3 室	2 室	3 室	室
	研究棟		3 室		2 室	室	室
	サテライトキャンパス等		室	室	室	室	室
図書館	図書館等の名称		面積	閲覧座席数			
	情報ライブラリー		1205.16 m ²	156 席			
	—		m ²	席			
	—		m ²	席			
図書資料等	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕		
	情報ライブラリー		110,060 [20,546] 冊	426 [146] 種	4,001 [3,785] 種		
	—		[] 冊	[] 種	[] 種		
	計		110,060 [20,546] 冊	426 [146] 種	4,001 [3,785] 種		
体育館	面積						
	本部棟		1066 m ²				
		m ²					

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めなくてください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めなくてください。また、「専任教員等」の各欄にも含めなくてください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用している面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用している敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入しない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	入学定員に対する平均比率	備考	
システム情報科学部		志願者数	876	856	604	588	616	104%	・入学者選抜は学部一括の募集により行っており、入学後、第2学年進級時に各学科に配属される。 ・在籍学生数(C)および収容定員(D)は、学科所属以外の数値を記載している。	
		合格者数	273	275	275	286	294			
		入学者数(A)	248	241	247	252	257			
		入学定員(B)	240	240	240	240	240			
		入学定員充足率(A/B)	103%	100%	103%	105%	107%			
		在籍学生数(C)	288	270	285	275	290			
		収容定員(D)	240	240	240	240	240			
	収容定員充足率(C/D)	120%	113%	119%	115%	121%				
	情報アーキテクチャ学科	志願者数	-	-	-	-	-			
		合格者数	-	-	-	-	-			
		入学者数(E)	-	-	-	-	-			
		入学定員(F)	-	-	-	-	-			
		入学定員充足率(E/F)	-	-	-	-	-			
		在籍学生数(G)	400	390	402	401	403			
		収容定員(H)	360	360	360	360	360			
	収容定員充足率(G/H)	111%	108%	112%	111%	112%				
	複雑系知能学科	志願者数	-	-	-	-	-			
		合格者数	-	-	-	-	-			
		入学者数(E)	-	-	-	-	-			
		入学定員(F)	-	-	-	-	-			
		入学定員充足率(E/F)	-	-	-	-	-			
		在籍学生数(G)	400	406	378	376	370			
		収容定員(H)	360	360	360	360	360			
	収容定員充足率(G/H)	111%	113%	105%	104%	103%				
システム情報科学部合計	志願者数	876	856	604	588	616	104%			
	合格者数	273	275	275	286	294				
	入学者数(I)	248	241	247	252	257				
	入学定員(J)	240	240	240	240	240				
	入学定員充足率(I/J)	103%	100%	103%	105%	107%				
	在籍学生数(K)	1,088	1,066	1,065	1,052	1,063				
	収容定員(L)	960	960	960	960	960				
	収容定員充足率(K/L)	113%	111%	111%	110%	111%				

研究科名	専攻名	項目	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	入学定員に対する平均比率	備考
システム情報科学研究科	博士(前期)課程	志願者数	75	90	85	76	90	139%	
		合格者数	66	80	69	59	84		
		入学者数(A)	63	78	67	58	82		
		入学定員(B)	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率(A/B)	126%	156%	134%	116%	164%		
		在籍学生数(C)	124	141	144	126	145		
		収容定員(D)	100	100	100	100	100		
	収容定員充足率(C/D)	124%	141%	144%	126%	145%			
	博士(後期)課程	志願者数	6	5	3	11	9	68%	
		合格者数	6	5	3	11	9		
		入学者数(E)	6	5	3	11	9		
		入学定員(F)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(E/F)	60%	50%	30%	110%	90%		
		在籍学生数(G)	27	22	22	29	31		
収容定員(H)		30	30	30	30	30			
収容定員充足率(G/H)	90%	73%	73%	97%	103%				
システム情報科学研究科合計	志願者数	81	95	88	87	99	127%		
	合格者数	72	85	72	70	93			
	入学者数(I)	69	83	70	69	91			
	入学定員(J)	60	60	60	60	60			
	入学定員充足率(I/J)	115%	138%	117%	115%	152%			
	在籍学生数(K)	151	163	166	155	176			
	収容定員(L)	130	130	130	130	130			
	収容定員充足率(K/L)	116%	125%	128%	119%	135%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度	備考
システム情報科学部	情報アーキテクチャ学科	入学者数(2年次)			3	2	1	
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	6	3	6	7	3	
		入学定員(3年次)						
	複雑系知能学科	入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)			1			
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	4	4	5		1	
		入学定員(3年次)						
システム情報科学部合計	入学者数(2年次)	0	0	4	2	1		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	10	7	11	7	4		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。